

第四次宮崎県環境基本計画 (一部改定計画案)

新旧対照表

現計画（改定前）

第四次宮崎県環境基本計画 全体構成図

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と役割
- 3 計画の期間
- 4 対象とする環境

第2章 本県を取り巻く諸情勢

- 1 自然・気候等の特性
- 2 社会経済の動向
- 3 環境を取り巻く国内外の動向
- 4 県民の環境意識
- 5 本県環境の現状と課題

第3章 長期的な目標

- 1 目指すべき環境像 **ひと・自然・地域がともに輝く 持続可能なみやざき**
- 2 令和12（2030）年度の宮崎県の姿
- 3 温室効果ガスの削減目標 **平成25（2013）年度比 26%削減**
- 4 施策展開において重要となる視点

第4章 分野別の施策の展開

第1節 脱炭素社会の構築

- 1-1 温室効果ガス排出削減
- 1-2 再生可能エネルギー等の利用促進
- 1-3 二酸化炭素吸収源対策
- 1-4 気候変動への適応

宮崎県気候変動適応計画

第2節 循環型社会の形成

- 2-1 4Rの推進
- 2-2 廃棄物の適正処理の推進
- 2-3 食品ロスの削減
- 2-4 環境にやさしい製品の利用促進

宮崎県廃棄物処理計画

宮崎県食品ロス削減推進計画

第3節 地球環境、大気・水環境等の保全

- 3-1 地球環境、大気環境の保全
- 3-2 水環境の保全
- 3-3 化学物質対策
- 3-4 環境負荷の低減等

第4節 生物多様性の保全

- 4-1 生物多様性の確保
- 4-2 多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくり
- 4-3 自然豊かな水辺の保全と創出
- 4-4 自然とのふれあいや配慮

第5節 環境保全のために行動する人づくり

- 5-1 環境教育の推進
- 5-2 環境保全活動の推進

宮崎県環境教育行動計画

第6節 環境と調和した地域・社会づくり

- 6-1 環境にやさしい地域・産業づくり
- 6-2 快適な生活空間の創出

第5章 重点プロジェクト

- 1 「2050年ゼロカーボン社会づくり」プロジェクト
- 2 「みやざき地域循環共生圏づくり」プロジェクト

第6章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 進行管理

宮崎県地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)

一部改定計画案（改定後）

第四次宮崎県環境基本計画 全体構成図

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と役割
- 3 計画の期間
- 4 対象とする環境

第2章 本県を取り巻く諸情勢

- 1 自然・気候等の特性
- 2 社会経済の動向
- 3 環境を取り巻く国内外の動向
- 4 県民の環境意識
- 5 本県環境の現状と課題

第3章 長期的な目標

- 1 目指すべき環境像 **ひと・自然・地域がともに輝く 持続可能なみやざき**
- 2 令和12（2030）年度の宮崎県の姿
- 3 温室効果ガスの削減目標等 **平成25（2013）年度比 50%削減**
- 4 施策展開において重要となる視点

第4章 分野別の施策の展開

第1節 脱炭素社会の構築

- 1-1 温室効果ガス排出削減
- 1-2 再生可能エネルギー等の導入促進
- 1-3 二酸化炭素吸収源対策
- 1-4 気候変動への適応

宮崎県気候変動適応計画

第2節 循環型社会の形成

- 2-1 4Rの推進
- 2-2 廃棄物の適正処理の推進
- 2-3 食品ロスの削減
- 2-4 環境にやさしい製品の利用促進

宮崎県廃棄物処理計画

宮崎県食品ロス削減推進計画

第3節 地球環境、大気・水環境等の保全

- 3-1 地球環境、大気環境の保全
- 3-2 水環境の保全
- 3-3 化学物質対策
- 3-4 環境負荷の低減等

第4節 生物多様性の保全

- 4-1 生物多様性の確保
- 4-2 多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくり
- 4-3 自然豊かな水辺の保全と創出
- 4-4 自然とのふれあいや配慮

第5節 環境保全のために行動する人づくり

- 5-1 環境教育の推進
- 5-2 環境保全活動の推進

宮崎県環境教育行動計画

第6節 環境と調和した地域・社会づくり

- 6-1 環境にやさしい地域・産業づくり
- 6-2 快適な生活空間の創出

第5章 重点プロジェクト

- 1 「2050年ゼロカーボン社会づくり」プロジェクト
- 2 「みやざき地域循環共生圏づくり」プロジェクト

第6章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 進行管理

宮崎県地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

本県では、平成8（1996）年4月に施行した「宮崎県環境基本条例」に基づき、平成9（1997）年3月に「宮崎県環境基本計画」を策定して以来、これまで三次にわたる計画に基づき、複雑化・多様化する環境問題に適切に対処するための施策を計画的に推進してきました。

これまでの取組により、温室効果ガス排出量に一定の改善が図られたほか、再生可能エネルギー導入量が大幅に増加するなど、着実な成果を上げることができました。

一方、平成28（2016）年の計画改定以後、5年が経過し、本県を取り巻く状況は大きく変化しています。国際情勢では、平成27（2015）年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において「持続可能な開発目標」（SDGs）として17のゴールが提示され、平成28（2016）年11月に温室効果ガス削減等に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」が発効するなど、地球環境の持続性に対する国際的な危機感が急速に高まっています。

また、我が国においても、令和2（2020）年10月、菅首相の所信表明演説で「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことが宣言され、同年11月には衆参両院で「気候非常事態宣言」が決議されました。

こうした中、本県では、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来に伴う、担い手の減少による里地里山の維持管理の困難化や、野生鳥獣等による農林作物被害などといった地域の存続に関わる課題に取り組んでいく必要があります。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、人と自然の関わり方に対する価値観にも変化が見られるようになっていきます。

このような情勢の変化や複雑かつ多様化した環境問題に的確に対応していくた

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

本県では、平成8（1996）年4月に施行した「宮崎県環境基本条例」に基づき、平成9（1997）年3月に「宮崎県環境基本計画」を策定して以来、令和3（2021）年3月までに三次にわたる計画に基づき、複雑化・多様化する環境問題に適切に対処するための施策を計画的に推進してきました。

それまでの取組により、温室効果ガス排出量に一定の改善が図られたほか、再生可能エネルギー導入量が大幅に増加するなど、着実な成果を上げることができました。

このような中、平成28（2016）年の計画改定以後、国際情勢としては、「持続可能な開発目標」（SDGs）としての17のゴールの提示や、温室効果ガス削減等に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」の発効など、地球環境の持続性に対する国際的な危機感が急速に高まるとともに、我が国においても、令和2（2020）年10月、首相の所信表明演説で「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことが宣言されるなど、本県の環境を取り巻く情勢が大きく変化してきたことから、令和3（2021）年3月に「第四次宮崎県環境基本計画」を策定しました。

第四次宮崎県環境基本計画では、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来に伴う、担い手の減少による里地里山の維持管理の困難化や、野生鳥獣等による農林作物被害などといった地域の存続に関わる課題に取り組むことに加え、脱炭素社会や循環型社会、自然共生社会の実現に向けた取組を進め、本県の恵まれた環境と自然豊かな郷土を将来の世代も享受できる持続可能な社会の構築を目指すこととしていきます。

一方、令和2（2020）年10月の国のカーボンニュートラル宣言以降、脱炭素化

現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）
<p>め、新たな「宮崎県環境基本計画」を策定し、脱炭素社会や循環型社会、自然共生社会の実現に向けた取組を進め、本県の恵まれた環境と自然豊かな郷土を将来の世代も享受できる持続可能な社会の構築を目指すこととします。</p>	<p>に向けた動きが大きく加速しており、令和3（2021）年5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現等が基本理念に規定されました。また、同年10月には、国の地球温暖化対策計画が改定され、令和12（2030）年度の新たな温室効果ガス排出量の削減目標として、平成25（2013）年度比46%削減することが掲げられました。</p>
<p>本県においても、こうした脱炭素化に向けた動きに対応するため、本計画の一部を改定し、2050年ゼロカーボン社会づくりに向けた更なる施策の展開を図ることとします。</p>	<p>本県においても、こうした脱炭素化に向けた動きに対応するため、本計画の一部を改定し、2050年ゼロカーボン社会づくりに向けた更なる施策の展開を図ることとします。</p>
<h2 style="text-align: center;">2 計画の性格と役割</h2>	<h2 style="text-align: center;">2 計画の性格と役割</h2>
<p>本計画は、「宮崎県環境基本条例」第9条に規定する、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めたものであり、宮崎県総合計画の環境分野における部門別計画として位置づけられています。</p>	<p>本計画は、「宮崎県環境基本条例」第9条に規定する、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めたものであり、宮崎県総合計画の環境分野における部門別計画として位置づけられています。</p>
<p>また、本計画の一部は以下の計画としても位置づけられています。</p>	<p>また、本計画の一部は以下の計画としても位置づけられています。</p>
<p>○「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に規定する地方公共団体実行計画（区域施策編）</p>	<p>○「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に規定する地方公共団体実行計画（区域施策編）</p>
<p>※地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第6項及び第7項に規定する市町村が定める地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定に関する基準は別途定める。</p>	<p>※地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第6項及び第7項に規定する市町村が定める地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定に関する基準は別途定める。</p>
<p><省略></p>	<p><省略></p>

第2章 本県を取り巻く諸情勢

第2章 本県を取り巻く諸情勢

<省略>

<省略>

3 環境を取り巻く国内外の動向

3 環境を取り巻く国内外の動向

宮崎県環境計画（改定計画）策定（平成 28(2016)年 3 月）以降の国内外の主な環境情勢の動きは次のとおりです。

宮崎県環境計画（改定計画）策定（平成 28(2016)年 3 月）以降の国内外の主な環境情勢の動きは次のとおりです。

年度	国外	国内	県内
H28 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> ■パリ協定発効 ■G7 環境大臣会合「富山物質循環フレームワーク」合意 	<ul style="list-style-type: none"> ■改正電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT 法)公布 ■地球温暖化対策計画閣議決定 ■改正地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)公布 ■電力小売全面自由化の実施 ■国民の祝日「山の日」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ■宮崎県ごみ処理広域化計画 ■宮崎県環境影響評価条例施行規則一部改正
H29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> ■水銀に関する水俣条約発効 ■米トランプ大統領パリ協定からの離脱を宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ■「海岸漂着物処理推進法」改正 ■改正廃棄物処理法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ■宮崎県食品ロス削減対策協議会設立 ■第 12 次鳥獣保護管理事業計画一部変更 ■宮崎県野生動植物保護計画策定 ■祖母・傾・大崩地域のユネスコエコパーク登録決定 ■日南市鶴戸神宮一帯が国の名勝に指定 ■重要生息地「庵川東入江」の指定 ■美しい宮崎づくり推進条例施行 ■家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画改正

年度	国外	国内	県内
H28 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> ■パリ協定発効 ■G7 環境大臣会合「富山物質循環フレームワーク」合意 	<ul style="list-style-type: none"> ■改正電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT 法)公布 ■地球温暖化対策計画閣議決定 ■改正地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)公布 ■電力小売全面自由化の実施 ■国民の祝日「山の日」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ■宮崎県ごみ処理広域化計画 ■宮崎県環境影響評価条例施行規則一部改正
H29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> ■水銀に関する水俣条約発効 ■米トランプ大統領パリ協定からの離脱を宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ■「海岸漂着物処理推進法」改正 ■改正廃棄物処理法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ■宮崎県食品ロス削減対策協議会設立 ■第 12 次鳥獣保護管理事業計画一部変更 ■宮崎県野生動植物保護計画策定 ■祖母・傾・大崩地域のユネスコエコパーク登録決定 ■日南市鶴戸神宮一帯が国の名勝に指定 ■重要生息地「庵川東入江」の指定 ■美しい宮崎づくり推進条例施行 ■家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画改正

現計画（改定前）

年度	国外	国内	県内
H30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ■G7 シャルルボア・サミット「海洋プラスチック憲章」採択 ■IPCC「1.5℃特別報告書」公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■第5次環境基本計画閣議決定 ■改正海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律公布 ■第5次エネルギー基本計画閣議決定 ■気候変動適応法公布 ■気候変動適応計画閣議決定 ■第4次循環型社会形成推進基本計画策定 ■改正海岸漂着物処理推進法 	<ul style="list-style-type: none"> ■重要生息地「友内川」指定
R1 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ■G20 大阪首脳宣言「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」合意 	<ul style="list-style-type: none"> ■パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略国連に提出 ■固定価格買取制度(FIT)順次終了 ■食品ロス削減の推進に関する法律公布 ■改正フロン排出抑制法公布 ■改正浄化槽法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ■宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画策定 ■宮崎県気候変動適応センター設置
R2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ■「日本のNDC(国が決定する貢献)」を国連気候変動枠組条約事務局に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ■自然環境保全基本方針の変更の閣議決定 ■レジ袋有料化 ■改正大気汚染防止法公布 ■菅首相による「2050年実質ゼロ」宣言 ■衆参両院で「気候非常事態宣言」を決議 	

<省略>

一部改定計画案（改定後）

年度	国外	国内	県内
H30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ■G7 シャルルボア・サミット「海洋プラスチック憲章」採択 ■IPCC「1.5℃特別報告書」公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■第5次環境基本計画閣議決定 ■改正海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律公布 ■第5次エネルギー基本計画閣議決定 ■気候変動適応法公布 ■気候変動適応計画閣議決定 ■第4次循環型社会形成推進基本計画策定 ■改正海岸漂着物処理推進法 	<ul style="list-style-type: none"> ■重要生息地「友内川」指定
R1 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ■G20 大阪首脳宣言「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」合意 	<ul style="list-style-type: none"> ■パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略国連に提出 ■固定価格買取制度(FIT)順次終了 ■食品ロス削減の推進に関する法律公布 ■改正フロン排出抑制法公布 ■改正浄化槽法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ■宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画策定 ■宮崎県気候変動適応センター設置
R2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ■「日本のNDC(国が決定する貢献)」を国連気候変動枠組条約事務局に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ■自然環境保全基本方針の変更の閣議決定 ■レジ袋有料化 ■改正大気汚染防止法公布 ■菅首相による「2050年実質ゼロ」宣言 ■衆参両院で「気候非常事態宣言」を決議 	<ul style="list-style-type: none"> ■第四次宮崎県環境基本計画の策定 ■2050年ゼロカーボン社会づくりを表明
R3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ■IPCC第1・2作業部会第6次評価報告書公表 ■COP26「グラスゴー気候合意」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■温室効果ガス排出量の2030年度に2013年度比46%削減を表明 ■2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略の策定 ■地球温暖化対策推進法の改正 ■第6次エネルギー基本計画閣議決定 ■地球温暖化対策計画の改定 	

<省略>

第3章 長期的な目標

<省略>

3 温室効果ガスの削減目標

令和12（2030）年度の削減目標

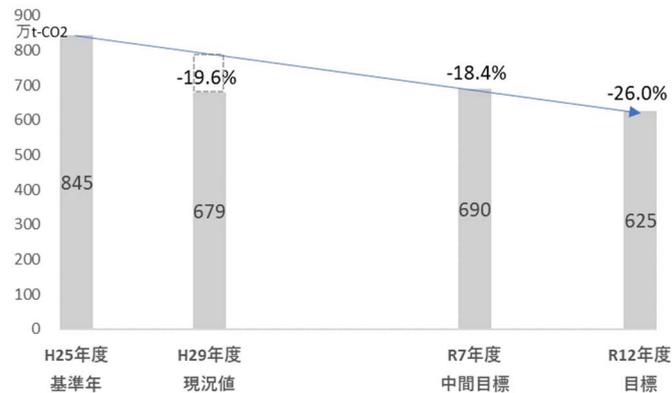
平成25（2013）年度比 26%削減

（1）目標設定の理由

令和2（2020）年3月30日に地球温暖化対策推進本部において、パリ協定に基づく「日本のNDC（国が決定する貢献）」が決定されました。

このなかで、「2030年度26%削減（2013年度比）を確実に達成する」とされていることから、本県の温室効果ガス削減目標についても、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で26%削減と設定します。

図13 温室効果ガス総排出量の削減目標



※森林等吸収量を控除後の排出量

第3章 長期的な目標

<省略>

3 温室効果ガスの削減目標等

（1）令和12（2030）年度の温室効果ガス削減目標

2050年温室効果ガス排出実質ゼロの実現に向けて、国は地球温暖化対策計画において、令和12（2030）年度の温室効果ガスを平成25（2013）年度比で46%削減することとしています。

このことを踏まえ、本県としても令和12（2030）年度までの具体的な対策による削減効果等を積み上げ、温室効果ガス削減目標を以下のとおり設定します。

令和12（2030）年度の温室効果ガス削減目標

平成25（2013）年度比 50%削減

（2）令和12（2030）年度の部門別温室効果ガス削減目標

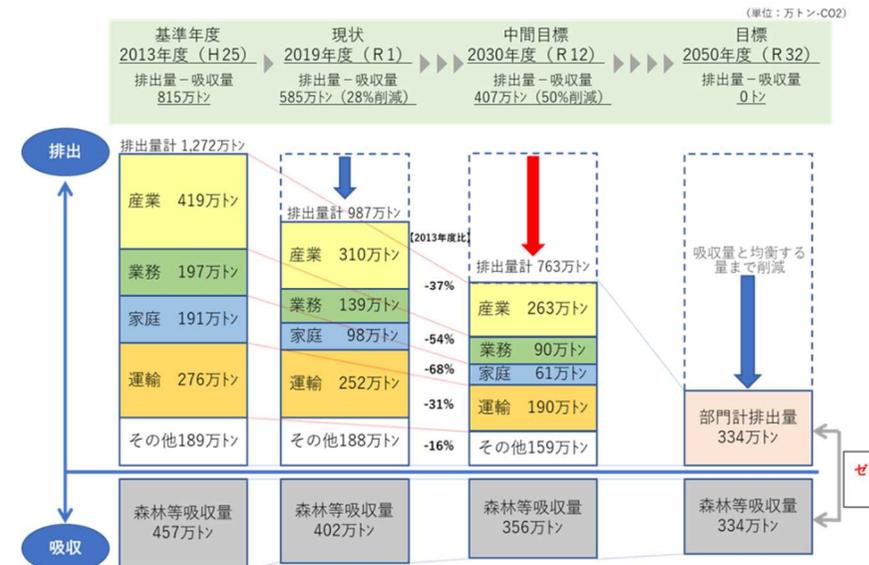
令和12（2030）年度の温室効果ガス50%削減を達成するために必要な部門別目標は下表のとおりとなります。県全体の削減目標と合わせて、部門別での削減目標も意識して削減対策を進めていきます。

図 13-1 令和 12（2030）年度の温室効果ガス削減目標（部門別）

部 門	2013年度【実績】		2030年度【目標】	
	排出量（千t-CO ₂ ）	排出量（千t-CO ₂ ）	2013年度比	
エネルギー起源 CO ₂	産業部門 ^{※1}	4,189	2,626	▲37.3%
	業務部門	1,969	904	▲54.1%
	家庭部門	1,913	608	▲68.2%
	運輸部門	2,761	1,901	▲31.1%
非エネルギー起源	廃棄物分野 ^{※2}	330	234	▲29.1%
	農業分野 ^{※2}	1,200	1,132	▲5.7%
	その他 ^{※3}	358	223	▲37.7%
計（A）	12,720	7,628	▲40.0%	
森林等による吸収量（B）	▲4,566	▲3,555		
吸収量含む合計（A+B）	8,154	4,073	▲50.0%	

※1 エネルギー転換部門を含む
 ※2 非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素
 ※3 工業プロセス、燃料の燃焼に伴うメタン、一酸化二窒素及び代替フロン等 4 ガス

図 13-2 温室効果ガス削減目標イメージ図



現計画（改定前）

一部改定計画案（改定後）

（3）令和12（2030）年度の再生可能エネルギー導入目標

令和12（2030）年度の温室効果ガス50%削減の実現に向け、本県における令和12（2030）年度の再生可能エネルギー導入目標を以下のとおり設定します。

令和12（2030）年度の再生可能エネルギー導入目標

再生可能エネルギー総出力電力 3,610,313kW

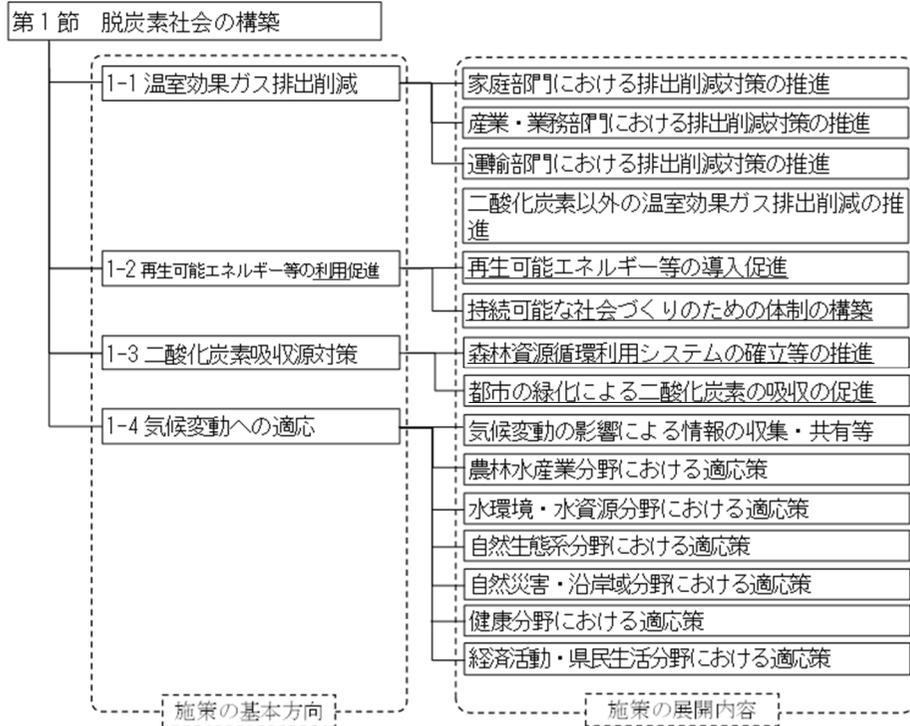
図13-3 令和12（2030）年度の再生可能エネルギー導入目標（再エネ種別）

単位：kW

区分	2013年度(H25) 【基準年度】	2021年度(R3) 【現状】	2030年度(R12) 【目標】
再生可能エネルギー	1,361,171	2,696,755	3,610,313
太陽光発電	324,848	1,513,692	2,120,791
風力発電	0	80,800	225,142
水力発電	1,001,736	1,010,322	1,098,497
バイオマス発電	34,587	91,941	163,483
地熱発電	0	0	2,400

第4章 分野別の施策の展開

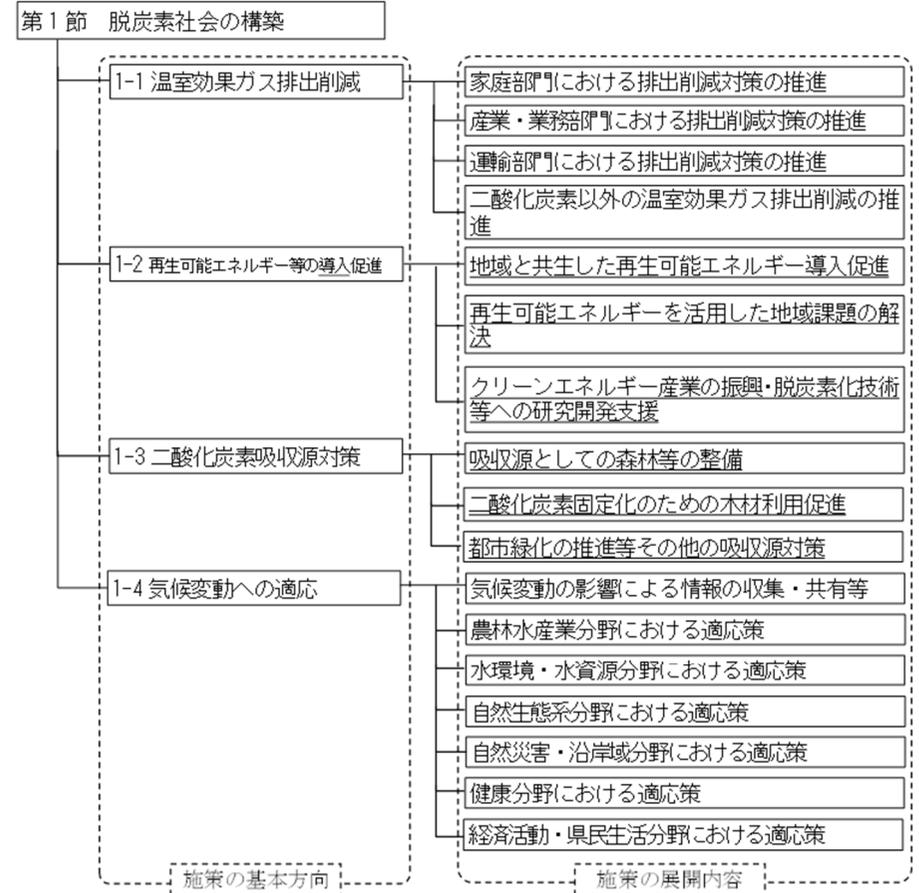
第3章に掲げた目指すべき環境像「ひと・自然・地域がともに輝く持続可能なみやぎき」に向け、次の6つの分野別施策を計画的に展開します。



<省略>

第4章 分野別の施策の展開

第3章に掲げた目指すべき環境像「ひと・自然・地域がともに輝く持続可能なみやぎき」に向け、次の6つの分野別施策を計画的に展開します。



<省略>

第1節 脱炭素社会の構築

第1節 脱炭素社会の構築

1-1 温室効果ガス排出削減

1-1 温室効果ガス排出削減



(1) 現状と課題

(1) 現状と課題

現状

現状

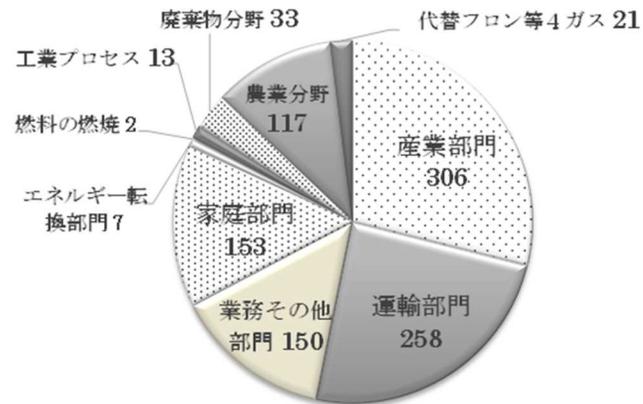
○脱炭素社会の構築に向けた国及び本県の動向

- ・我が国では、令和2年10月に、首相の所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。
- ・また、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正法が令和3年5月に成立し、2050年カーボンニュートラルの基本理念の明確化、地方公共団体実行計画への施策実施に関する目標の追加、地域の再生可能エネルギーを活用し脱炭素化を推進する「促進区域」の市町村による設定努力義務等が定められました。
- ・令和3年10月には国の地球温暖化対策計画が改定され、2050年カーボンニュートラル実現に向け、中期目標として令和12（2030）年度において、温室効果ガスを平成25（2013）年度比46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくことが明記されました。
- ・令和3年6月に策定された地域脱炭素ロードマップでは、令和12（2030）年度までに集中して行う取組、施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策が示され、今後5年間を集中期間として政策を総動員し、令和12（2030）年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくるとともに、全国で重点対策を実行していくこととしています。
- ・国の動きに対応し、本県においても、令和3年3月に2050年までに温室効果ガ

現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）
<p>○日本国内の温室効果ガスの排出状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、人間活動の拡大に伴い、二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスが大量に大気中に排出されるようになったことで、地球が温暖化しています。特に二酸化炭素は、化石燃料の燃焼等によって膨大な量が排出されており、日本国内で排出する温室効果ガスのうち全体の約9割を占めています。 ・平成30年度の国の温室効果ガス総排出量は約12億4,000万t-CO₂で、再生可能エネルギーの導入拡大や原発の再稼働等に伴うエネルギー起源のCO₂排出量の減少により、平成25年度に比べ12.0%減少しました。 <p>○宮崎県内の温室効果ガスの排出状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の本県の温室効果ガス総排出量は1,059万t-CO₂で、基準年度である平成25年度に比べ17.4%減少しています。 ・平成29年度に本県から排出された温室効果ガスのうち、二酸化炭素は85.5%でした。 	<p>スの排出量を吸収量と均衡させて実質ゼロとする、ゼロカーボン社会づくりを目指すことを表明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内においても、脱炭素社会の実現を目指す動きは広がりを見せ、令和4年11月現在、11市町が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボンシテイ宣言）」を表明しています。 <p>○日本国内の温室効果ガスの排出状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の令和2年度の温室効果ガス総排出量は約11億5,000万t-CO₂で、前年度比5.1%減少し、平成25年度比で21.5%減少しています。前年度からの減少要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する製造業の生産量の減少、旅客及び貨物輸送量の減少等に伴うエネルギー消費量の減少等が挙げられます。 <p>○宮崎県内の温室効果ガスの排出状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の令和元年度の温室効果ガス総排出量は987万t-CO₂で、基準年度である平成25年度に比べ27.9%減少しています。温室効果ガス排出量が減少した主な要因は、電化製品の効率化や電力排出係数の低下によるものです。 ・令和元年度に本県から排出された温室効果ガスのうち、約81%はエネルギー起源の二酸化炭素です。温室効果ガス排出量を部門別に見ると、産業部門が約31%と最も割合が高く、次に運輸部門が約26%、業務その他部門が約14%、家庭部門が約10%となっており、全国と比較すると、本県は運輸部門に占める割合が高いことが特徴です（全国：運輸部門約19%（令和元年度））。

現計画（改定前）

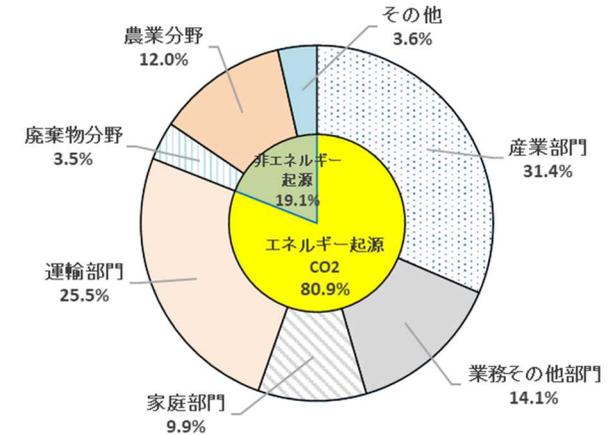
図 14 平成 29 年度の温室効果ガス排出量の部門別割合（単位：万 t-CO₂）



※変更された国のマニュアルに基づき推計を行ったことから、R2, 9 に公表済みの値と一致しない。

一部改定計画案（改定後）

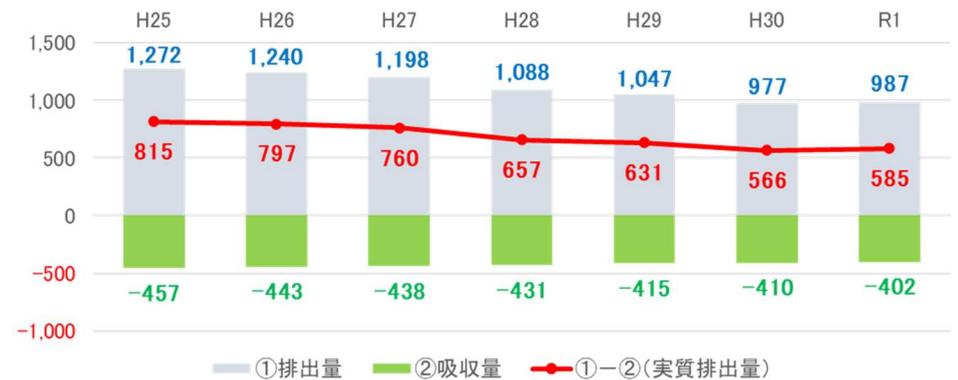
図 14-1 令和元年度の温室効果ガス排出量の部門別割合



※産業部門にはエネルギー転換部門を含む。

※非エネルギー起源…非エネルギー起源の二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、代替フロン類 (ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃))

図 14-2 本県における温室効果ガス排出量の推移（単位：万 t-CO₂）



※算定に使用している国の統計データの遡及修正等に伴い、再計算を行っており、過去に公表した数値と異なる場合があります。

現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）
<p>○家庭における温室効果ガス排出削減の取組</p> <p>・環境みやざき推進協議会や宮崎県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、省エネ・省資源の重要性のPRなど地球温暖化防止に関する普及啓発を行っています。</p> <p>・九州7県で「九州版炭素マイレージ制度」を実施し、電気使用量の削減に対し、<u>ポイント券を交付するなど、家庭における二酸化炭素排出量の削減促進を図っています。</u></p>	<p>○家庭部門における温室効果ガス排出削減の取組</p> <p>・令和元年度の家庭部門における二酸化炭素排出量は98.1万t-CO₂であり、<u>基準年（平成25年度）比で48.7%減少しています。</u></p> <p>・家庭から排出される二酸化炭素のうち、約5割は家電製品など電気の使用によるものです。</p> <p>・県では、<u>環境みやざき推進協議会や宮崎県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、省エネ・省資源の重要性のPRなど地球温暖化防止に関する普及啓発を行っています。</u></p> <p>・また、令和3年度からは九州7県で連携してスマートフォンアプリ（九州エコファミリー応援アプリ「エコふぁみ」）を配信し、<u>環境にやさしい行動に対しポイントを付与するなど、家庭における二酸化炭素排出量の削減促進を図っています。</u></p>
<p>○事業所における温室効果ガス排出削減の取組</p> <p>・「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」に基づき、一定量の温室効果ガスを排出する事業者に対して温室効果ガス排出抑制計画書の作成・提出を</p>	<p>○産業・業務部門における温室効果ガス排出削減の取組</p> <p>・令和元年度の産業部門における二酸化炭素排出量は296.7万t-CO₂であり、<u>基準年（平成25年度）比で28.1%減少しています。また、業務部門における二酸化炭素排出量は138.8万t-CO₂であり、基準年（平成25年度）比で29.5%減少しています。</u></p> <p>・産業部門は、本県の場合、全国に比較して農林水産業の比率が高いことが特徴です。<u>農業は本県における基幹産業の一つであり、特に冬季の温暖多日照な気候を生かした施設園芸は全国でも有数の産地となっています。今後は施設園芸における省エネ設備の導入やエネルギー源の転換など、環境に配慮した農業生産の基盤づくりを進めていくことが大切です。</u></p> <p>・業務部門は、主に商業やサービス業等の事業所の活動を対象にしています。<u>業務部門における省エネルギーを実現するためには、建物の断熱強化や冷暖房効率の向上、照明等の機器の効率化を行うとともに、更なるエネルギー管理の徹底が必要です。</u></p> <p>・県では、「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」に基づき、一定量の温室効果ガスを排出する事業者に対して温室効果ガス排出抑制計画書の作成・</p>

現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）
<p>求めることにより、計画的な温室効果ガスの排出削減対策を推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境みやざき推進協議会と連携し、エコドライブやノーマイカーデー等の取組を推進しています。 ・県庁においては、事務事業に係る環境負荷を低減させるため、「宮崎県庁地球温暖化対策実行計画」等の取組を推進しています。 <p>○二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素以外の温室効果ガスとしてフロン類、メタン等がありますが、フロン類については業務用のエアコン及び冷蔵・冷凍機器の管理者や第一種フロン類充填回収業者等に対して指導や立入検査を実施し、フロン類の管理の適正化を図っています。 	<p>提出を求めることにより、計画的な温室効果ガスの排出削減対策を推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁においては、事務事業に係る環境負荷を低減させるため、「宮崎県庁地球温暖化対策実行計画」等の取組を推進しています。 <p>○運輸部門における温室効果ガス排出削減の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の運輸部門における二酸化炭素排出量は 251.8 万 t-CO₂ であり、基準年（平成 25 年度）比で 8.8% 減少しています。 ・運輸部門の温室効果ガス排出量のうち、自動車等によるガソリン及び軽油使用に伴う二酸化炭素排出量が約 9 割を占めています。また、本県の自動車保有台数は、令和 2 年 3 月末で 925,938 台、人口千人当たりの自動車保有台数は全国第 7 位と移動手段として自動車への依存度が高くなっています。 ・県では、環境みやざき推進協議会と連携し、エコドライブやノーマイカーデー等の取組を推進しています。 ・国は、令和 17（2035）年までに軽自動車を含む乗用車の新車販売の全てを電動車（電気自動車（EV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV））とする目標を掲げており、今後、電動車の導入が加速することが予想されます。 <p>○二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素以外の温室効果ガスとしてフロン類、メタン等がありますが、フロン類については業務用のエアコン及び冷蔵・冷凍機器の管理者や第一種フロン類充填回収業者等に対して指導や立入検査を実施し、フロン類の管理の適正化を図っています。
<p>課題</p>	<p>課題</p> <p>○本県の温室効果ガス排出量は平成 26 年度以降減少傾向にありますが、令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比 50%削減という目標を達成するためには、</p>

現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）
<p>○環境に配慮したライフスタイルを定着させるため、日常的な地球温暖化対策に関する情報提供を行うなど、県民一人ひとりが地球温暖化対策への意識を高めていくことが必要です。</p> <p>○事業所での省エネルギーを中心とした地球温暖化対策に関する助言・情報提供を行うなど、環境に配慮した事業活動等の取組を積極的に進めていくことが求められます。</p> <p>○交通環境の整備・改善や公共交通機関の利用促進等の取組を進めていく必要があります。</p> <p>○温室効果の高いフロン類の管理の適正化を推進し、温暖化対策に資する取組を進めていく必要があります。</p>	<p>国、地方自治体、事業者、県民等すべての主体で一層の排出削減の取組が必要です。</p> <p>○家庭部門では、脱炭素社会の構築に向けた意識啓発を充実させ、脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進する必要があります。また、新築住宅のZ E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化や既存住宅の断熱改修など、住宅の省エネ性能を向上させる必要があります。</p> <p>○産業・業務部門では、省エネルギーを中心とした地球温暖化対策に関する助言・情報提供を行うなど、環境に配慮した事業活動等の取組を積極的に進めていくことが求められます。</p> <p>○運輸部門では、交通環境の整備・改善や公共交通機関の利用促進等の取組を進めていく必要があります。また、E V等の電動車の普及促進及びE V充電施設等のインフラを強化する必要があります。</p> <p>○二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の取組としては、温室効果の高いフロン類の管理の適正化を推進し、温暖化対策に資する取組を進めていく必要があります。</p>
<p>（２）施策の方向</p> <p>①家庭部門における排出削減対策の推進</p> <p>○「みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例」に基づき、<u>二酸化炭素等の温室効果ガス（以下「温室効果ガス」という。）</u>排出の現状及び削減目標について周知するとともに、温室効果ガス排出削減のための取組事例やその効果などを県民に示すことにより、効果的な普及啓発を図ります。</p> <p>○環境みやぎ推進協議会と連携して、日常生活における省エネルギー活動として、冷暖房時の室温の適正化を図る「クールビズ」や「ウォームビズ」の推進など家庭での取組について普及啓発を行います。</p> <p>○九州各県が一体となり、家庭や地域での温室効果ガス排出削減のため、家庭での電気使用量削減などの取組を促進します。</p>	<p>（２）施策の方向</p> <p>①家庭部門における排出削減対策の推進</p> <p>○「みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例」に基づき、温室効果ガス排出の現状及び削減目標について周知するとともに、温室効果ガス排出削減のための取組事例やその効果などを県民に示すことにより、効果的な普及啓発を図ります。</p> <p>○環境みやぎ推進協議会と連携して、日常生活における省エネルギー活動として、冷暖房時の室温の適正化を図る「クールビズ」や「ウォームビズ」の推進など家庭での取組について普及啓発を行います。</p> <p>○九州各県が一体となり、家庭や地域での温室効果ガス排出削減に取り組むため、<u>スマートフォンアプリを活用し、家庭での電気使用量削減などの取組を促進</u>します。</p>

現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）
<p>○宮崎県地球温暖化防止活動推進センターを中心として、環境保全NPO・団体や地球温暖化防止活動推進員等と連携しながら、省エネルギーに対する県民の意識を高め、実践を働きかけるなど地域住民と協働した普及啓発を実施します。</p> <p>○地球温暖化防止活動推進員に対する研修や情報提供等、支援を行うことにより、普及啓発スキルの向上を図ります。</p> <p>○エネファームをはじめとする燃料電池の普及促進のため、その特徴について周知を図るとともに、設置者に対する支援を行います。</p> <p>○住宅の高断熱化・高气密化や高効率設備の導入及び再生可能エネルギーの活用により年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）について情報提供を行い、導入を促進します。</p> <p>○エネルギーの使用状況を表示して空調、照明等の機器が最適な運転となることを促すHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）の導入を促進します。</p>	<p>○宮崎県地球温暖化防止活動推進センターを中心として、環境保全NPO・団体や地球温暖化防止活動推進員等と連携しながら、省エネルギーに対する県民の意識を高め、実践を働きかけるなど地域住民と協働した普及啓発を実施します。</p> <p>○地球温暖化防止活動推進員に対する研修や情報提供等、支援を行うことにより、普及啓発スキルの向上を図ります。</p> <p><u>○ゼロカーボン社会づくりの実現に向けて、県民や事業者の気運醸成や行動変容を促すため、訴求効果の高いプロモーションを展開します。</u></p> <p><u>○省エネ家電への買換えやLED照明への切替え等について普及啓発を図り、家庭での省エネ設備・機器等の導入を促進します。</u></p> <p>○エネファーム（家庭用燃料電池）の普及促進のため、その特徴について周知を図るとともに、設置者に対する支援を行います。</p> <p>○住宅の高断熱化・高气密化や高効率設備の導入及び再生可能エネルギーの活用により年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなるZEHについて普及啓発を図り、導入を促進します。</p> <p><u>○今後新築する県営住宅は可能な限りZEH水準に準拠し整備を行います。</u></p> <p>○エネルギーの使用状況を表示して空調、照明等の機器が最適な運転となることを促すHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）の導入を促進します。</p> <p><u>○県民自らが環境負荷の低減に取り組むという観点から、フードマイレージ（食料の総輸送量・距離）の短い地産地消を推進します。</u></p>
<p>②産業・業務部門における排出削減対策の推進</p> <p>○「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」に基づき、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者に温室効果ガス排出抑制計画の作成・提出及び排出状況の報告を義務付け、必要に応じて計画の内容等について指導・助言を行うとともに、計画や排出状況を広く県民に公表することで、自主的かつ計画的な温室効果ガス排出削減対策の取組を促進します。</p> <p>○事業者向けセミナーの開催等により、事業者の環境負荷低減への取組を促進するとともに、積極的な取組を実施している事業者を表彰し、広く県民にPRするこ</p>	<p>②産業・業務部門における排出削減対策の推進</p> <p>○「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」に基づき、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者に温室効果ガス排出抑制計画の作成・提出及び排出状況の報告を義務付け、必要に応じて計画の内容等について指導・助言を行うとともに、計画や排出状況を広く県民に公表することで、自主的かつ計画的な温室効果ガス排出削減対策の取組を促進します。</p> <p>○事業者向けセミナーの開催等により、事業者の環境負荷低減への取組を促進するとともに、積極的な取組を実施している事業者を表彰し、広く県民にPRするこ</p>

現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）
<p>とにより、より一層の取組を促進します。</p> <p>○宮崎県地球温暖化防止活動推進センターを中心として、環境保全NPO・団体や地球温暖化防止活動推進員等と連携しながら、事業者の行う省エネルギー活動の取組を支援します。</p> <p>○国の補助事業等を活用した、公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入を支援します。</p> <p>○自らも大規模な事業者である県庁においては、「宮崎県庁地球温暖化対策実行計画」及び「宮崎県グリーン購入基本方針」に基づき、県有施設へのLED等の省エネ設備や、公用車に電気自動車などの環境性能に優れている<u>次世代自動車の導入を図るとともに、省エネルギー・省資源の推進など、率先して温室効果ガスの排出削減等の環境負荷の低減に取り組みます。</u></p> <p>○「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく市町村の地方公共団体実行計画の策定や取組の推進のため、技術的助言や情報提供などの支援を行います。</p> <p>○事務所・店舗等における高効率設備の導入及び<u>再生可能エネルギーの活用により年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）</u>について情報提供等を行い、<u>導入を促進します。</u></p> <p>○一般財団法人省エネルギーセンター及び国の採択を受けた省エネルギー支援事業者と連携し、省エネに取り組む自治体及び事業者を支援します。</p>	<p>とにより、より一層の取組を促進します。</p> <p>○宮崎県地球温暖化防止活動推進センターを中心として、環境保全NPO・団体や地球温暖化防止活動推進員等と連携しながら、事業者の行う省エネルギー活動の取組を支援します。</p> <p>○国の補助事業等を活用した、公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入を支援します。</p> <p>○自らも大規模な事業者である県庁においては、「宮崎県庁地球温暖化対策実行計画」及び「宮崎県グリーン購入基本方針」に基づき、県有施設へのLED等の省エネ設備や、公用車に電気自動車などの環境性能に優れている<u>電動車の導入に努めるとともに、県有施設において高効率設備の導入及び再生可能エネルギーの活用により年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）</u>化を推進するなど、<u>率先して温室効果ガスの排出削減等の環境負荷の低減に取り組みます。</u></p> <p>○「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく市町村の地方公共団体実行計画の策定や取組の推進のため、技術的助言や情報提供などの支援を行います。</p> <p>○事務所・店舗等における高効率<u>機器・設備</u>の導入及び<u>建物のZEB化について普及啓発を図り、導入を促進します。</u></p> <p>○<u>既存建築物の省エネ改修について、普及啓発・導入支援を図ります。</u></p> <p>○<u>スマートメーターの設置やBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）、FEMS（ファクトリーエネルギーマネジメントシステム）の導入などによるエネルギーの見える化を促進します。</u></p> <p>○一般財団法人省エネルギーセンター及び国の採択を受けた省エネルギー支援事業者と連携し、省エネに取り組む自治体及び事業者を支援します。</p> <p>○<u>中小企業等を対象とした省エネルギー診断を活用し、現地アドバイスや運用改善支援によるエネルギー使用の無駄を減らし、二酸化炭素削減とコスト削減を図ります。</u></p> <p>○<u>省エネルギー対策に関する取組事例や国・自治体などの助成制度等について、セミナーやホームページ等を通じて情報提供を行います。</u></p>

現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）
<p>③運輸部門における排出削減対策の推進</p> <p>○「みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例」に基づき、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者には温室効果ガス排出抑制計画の作成・提出及び排出状況の報告を義務付け、必要に応じて計画の内容等について指導・助言を行うとともに、計画や排出状況を広く県民に公表することで、自主的かつ計画的な温室効果ガス排出削減対策の取組を促進します。（再掲）</p> <p>○アイドリングストップ、急発進・急加速の抑制など、自動車運転時の環境負荷低減に効果があるエコドライブについて普及啓発を行い、自動車使用における省エネルギーの取組を促進します。</p> <p>○地域高規格道路の整備など、渋滞緩和により環境の保全に寄与する道づくりを推進します。</p> <p>○交通管制センターや信号機の高度化、道路交通のIT化等により、道路の渋滞緩和を図ります。</p> <p>○エコ通勤割引制度、ノーマイカーデー、バスレーンの適正化等により公共交通機関の利用を促進するとともに、集約型の都市構造の実現に向けたまちづくりを促進します。</p>	<p>○省エネ・再エネ設備等の導入に取り組む中小企業に対して、信用保証料の負担軽減による資金調達支援などを行います。</p> <p>○施設園芸における省エネ資材や省エネ機器の導入、家畜排せつ物など地域の未利用資源を活用したエネルギーの利用などにより、農業における脱炭素化を推進します。</p> <p>○AI、IoT等のデジタル技術を活用した生産工程の効率化やエネルギー活用最適化など、省エネ・省資源化にもつながるデジタルトランスフォーメーション（DX）の取組を推進します。</p> <p>○脱炭素化に向けた世界の動きを経済成長の機会ととらえ、温室効果ガス排出削減と産業競争力向上の両立を目指すグリーントランスフォーメーション（GX）の取組を推進します。</p> <p>③運輸部門における排出削減対策の推進</p> <p>○「みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例」に基づき、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者には温室効果ガス排出抑制計画の作成・提出及び排出状況の報告を義務付け、必要に応じて計画の内容等について指導・助言を行うとともに、計画や排出状況を広く県民に公表することで、自主的かつ計画的な温室効果ガス排出削減対策の取組を促進します。（再掲）</p> <p>○アイドリングストップ、急発進・急加速の抑制など、自動車運転時の環境負荷低減に効果があるエコドライブについて普及啓発を行い、自動車使用における省エネルギーの取組を促進します。</p> <p>○地域高規格道路の整備など、渋滞緩和により環境の保全に寄与する道づくりを推進します。</p> <p>○交通管制センターや信号機の高度化、道路交通のIT化等により、道路の渋滞緩和を図ります。</p> <p>○エコ通勤割引制度、ノーマイカーデー、バスレーンの適正化等により公共交通機関の利用を促進するとともに、集約型の都市構造の実現に向けたまちづくりを促進します。</p>

現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）
<p>○令和元年 9 月に策定した宮崎県自転車活用推進計画に基づき、身近な交通手段である自転車の活用推進に努め、環境への負荷の低減はもとより、サイクルツーリズムの推進、県民の健康増進にもつなげます。</p> <p>○荷主企業や運送事業者等と連携しながら、トラック輸送から鉄道・船舶による輸送に転換するモーダルシフトや貨客混載など物流の効率化に向けた取組を推進します。</p>	<p>○宮崎県自転車活用推進計画に基づき、身近な交通手段である自転車の活用推進に努め、環境への負荷の低減はもとより、サイクルツーリズムの推進、県民の健康増進にもつなげます。</p> <p>○E V や P H V、F C V などの電動車に関する普及啓発を図り、導入を促進します。</p> <p>○E V 等の導入促進に当たっては、災害による停電時に非常用電源としての有効性についても啓発します。</p> <p>○公用車の更新時には、使用目的や費用対効果等を勘案しつつ、率先して電動車を導入します。</p> <p>○荷主企業や運送事業者等と連携しながら、トラック輸送から鉄道・船舶による輸送に転換するモーダルシフトや貨客混載など物流の効率化に向けた取組を推進します。</p> <p>○共同配送の促進や物流拠点の集約化など効率的な物流の推進により脱炭素化を図るとともに、物流施設における太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用を促進します。</p> <p>○重要港湾のカーボンニュートラルポートの形成について、国が示す施策等に関する情報収集を行います。</p> <p>○タクシー、バス等の E V 等への転換について、事業者への普及啓発に努めます。</p> <p>○再配達防止の普及啓発を実施し、宅配便の 1 回受け取りを推進します。</p>
<p>④二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進</p> <p>○業務用のエアコン及び冷蔵・冷凍機器からのフロン類の排出を抑制するため、管理者や第一種フロン類充填回収業者等に対して指導や立入検査を実施し、フロン類の管理の適正化を図ります。</p> <p>○使用済自動車からのフロン類の排出を抑制するため、事業者に対して必要な指導や助言を実施し、フロン類を適正に回収します。</p> <p>○グリーン購入の取組などを通じてノンフロン製品の普及を推進します。</p> <p>○住民・事業者によるごみの分別を徹底し、メタン、一酸化二窒素の排出抑制を推進します。</p>	<p>④二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進</p> <p>○業務用のエアコン及び冷蔵・冷凍機器からのフロン類の排出を抑制するため、管理者や第一種フロン類充填回収業者等に対して指導や立入検査を実施し、フロン類の管理の適正化を図ります。</p> <p>○使用済自動車からのフロン類の排出を抑制するため、事業者に対して必要な指導や助言を実施し、フロン類を適正に回収します。</p> <p>○グリーン購入の取組などを通じてノンフロン製品の普及を推進します。</p> <p>○住民・事業者によるごみの分別を徹底し、メタン、一酸化二窒素の排出抑制を推進します。</p>

現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）				
<p>○家畜排せつ物の有効利用や堆肥の適切な利用に努めるなど、環境に優しい農業に取り組みます。</p>	<p>○家畜排せつ物の有効利用や堆肥の適切な利用に努めるなど、環境に優しい農業に取り組みます。</p>				
<p>（３）各主体に求められる役割</p>	<p>（３）各主体に求められる役割</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="107 375 1052 790"> <p>県民・団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅の高断熱化・高気密化による住まいの省エネルギー化や家電製品買い換え時に省エネルギー性能の高い商品の購入、エコドライブの実践など日常生活での温室効果ガス排出量の少ないライフスタイルへの転換 ○HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）やスマートメーターの設置による家庭からの温室効果ガス排出量の把握 ○地球温暖化防止に関する講習会や、行政、団体、事業者等の地域の各主体が実施する地球温暖化対策の活動への参加 ○自家用車から公共交通機関の利用や自転車などへの転換、ガソリン車から電気自動車などの環境性能に優れている次世代自動車への買換え </td> <td data-bbox="107 790 1052 1204"> <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○節電、節水やクールビズ、ウォームビズ、環境負荷の少ない製品の購入など省エネ行動の実践 ○温室効果ガス排出量の把握や環境マネジメントシステムによる事業活動の改善 ○省エネ診断の実施やエネルギー管理システムの導入 ○建物の断熱化や空調の省エネルギー化など、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減 ○電気自動車など環境性能に優れている次世代自動車の導入や自動車の定期的な点検・管理の徹底、エコドライブの実践、外出時の社用車から公共交通機関等の利用への転換 ○公共交通の運行サービスの向上 ○貨物輸送における大量輸送機関の積極的な活用による温室効果ガス排出量の削減 </td> </tr> </table>	<p>県民・団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅の高断熱化・高気密化による住まいの省エネルギー化や家電製品買い換え時に省エネルギー性能の高い商品の購入、エコドライブの実践など日常生活での温室効果ガス排出量の少ないライフスタイルへの転換 ○HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）やスマートメーターの設置による家庭からの温室効果ガス排出量の把握 ○地球温暖化防止に関する講習会や、行政、団体、事業者等の地域の各主体が実施する地球温暖化対策の活動への参加 ○自家用車から公共交通機関の利用や自転車などへの転換、ガソリン車から電気自動車などの環境性能に優れている次世代自動車への買換え 	<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○節電、節水やクールビズ、ウォームビズ、環境負荷の少ない製品の購入など省エネ行動の実践 ○温室効果ガス排出量の把握や環境マネジメントシステムによる事業活動の改善 ○省エネ診断の実施やエネルギー管理システムの導入 ○建物の断熱化や空調の省エネルギー化など、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減 ○電気自動車など環境性能に優れている次世代自動車の導入や自動車の定期的な点検・管理の徹底、エコドライブの実践、外出時の社用車から公共交通機関等の利用への転換 ○公共交通の運行サービスの向上 ○貨物輸送における大量輸送機関の積極的な活用による温室効果ガス排出量の削減 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 375 2139 766"> <p>県民・団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅の高断熱化・高気密化による住まいの省エネルギー化や家電製品買い換え時に省エネルギー性能の高い商品の購入、エコドライブの実践など日常生活での温室効果ガス排出量の少ないライフスタイルへの転換 ○HEMSやスマートメーターの設置による家庭からの温室効果ガス排出量の把握 ○地球温暖化防止に関する講習会や、行政、団体、事業者等の地域の各主体が実施する地球温暖化対策の活動への参加 ○自家用車から公共交通機関の利用や自転車などへの転換、ガソリン車から電気自動車などの環境性能に優れている電動車への買換え </td> <td data-bbox="1160 766 2139 1204"> <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○節電、節水やクールビズ、ウォームビズ、環境負荷の少ない製品の購入など省エネ行動の実践 ○温室効果ガス排出量の把握や環境マネジメントシステムによる事業活動の改善 ○省エネ診断の実施やエネルギー管理システムの導入 ○建物の断熱化や空調の省エネルギー化など、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減 ○省エネ性能の高い高効率機器・設備等の導入 ○電気自動車など環境性能に優れている電動車の導入や自動車の定期的な点検・管理の徹底、エコドライブの実践、外出時の社用車から公共交通機関等の利用への転換 ○公共交通の運行サービスの向上 ○貨物輸送における大量輸送機関の積極的な活用による温室効果ガス排出量の削減 </td> </tr> </table>	<p>県民・団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅の高断熱化・高気密化による住まいの省エネルギー化や家電製品買い換え時に省エネルギー性能の高い商品の購入、エコドライブの実践など日常生活での温室効果ガス排出量の少ないライフスタイルへの転換 ○HEMSやスマートメーターの設置による家庭からの温室効果ガス排出量の把握 ○地球温暖化防止に関する講習会や、行政、団体、事業者等の地域の各主体が実施する地球温暖化対策の活動への参加 ○自家用車から公共交通機関の利用や自転車などへの転換、ガソリン車から電気自動車などの環境性能に優れている電動車への買換え 	<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○節電、節水やクールビズ、ウォームビズ、環境負荷の少ない製品の購入など省エネ行動の実践 ○温室効果ガス排出量の把握や環境マネジメントシステムによる事業活動の改善 ○省エネ診断の実施やエネルギー管理システムの導入 ○建物の断熱化や空調の省エネルギー化など、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減 ○省エネ性能の高い高効率機器・設備等の導入 ○電気自動車など環境性能に優れている電動車の導入や自動車の定期的な点検・管理の徹底、エコドライブの実践、外出時の社用車から公共交通機関等の利用への転換 ○公共交通の運行サービスの向上 ○貨物輸送における大量輸送機関の積極的な活用による温室効果ガス排出量の削減
<p>県民・団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅の高断熱化・高気密化による住まいの省エネルギー化や家電製品買い換え時に省エネルギー性能の高い商品の購入、エコドライブの実践など日常生活での温室効果ガス排出量の少ないライフスタイルへの転換 ○HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）やスマートメーターの設置による家庭からの温室効果ガス排出量の把握 ○地球温暖化防止に関する講習会や、行政、団体、事業者等の地域の各主体が実施する地球温暖化対策の活動への参加 ○自家用車から公共交通機関の利用や自転車などへの転換、ガソリン車から電気自動車などの環境性能に優れている次世代自動車への買換え 	<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○節電、節水やクールビズ、ウォームビズ、環境負荷の少ない製品の購入など省エネ行動の実践 ○温室効果ガス排出量の把握や環境マネジメントシステムによる事業活動の改善 ○省エネ診断の実施やエネルギー管理システムの導入 ○建物の断熱化や空調の省エネルギー化など、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減 ○電気自動車など環境性能に優れている次世代自動車の導入や自動車の定期的な点検・管理の徹底、エコドライブの実践、外出時の社用車から公共交通機関等の利用への転換 ○公共交通の運行サービスの向上 ○貨物輸送における大量輸送機関の積極的な活用による温室効果ガス排出量の削減 				
<p>県民・団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅の高断熱化・高気密化による住まいの省エネルギー化や家電製品買い換え時に省エネルギー性能の高い商品の購入、エコドライブの実践など日常生活での温室効果ガス排出量の少ないライフスタイルへの転換 ○HEMSやスマートメーターの設置による家庭からの温室効果ガス排出量の把握 ○地球温暖化防止に関する講習会や、行政、団体、事業者等の地域の各主体が実施する地球温暖化対策の活動への参加 ○自家用車から公共交通機関の利用や自転車などへの転換、ガソリン車から電気自動車などの環境性能に優れている電動車への買換え 	<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○節電、節水やクールビズ、ウォームビズ、環境負荷の少ない製品の購入など省エネ行動の実践 ○温室効果ガス排出量の把握や環境マネジメントシステムによる事業活動の改善 ○省エネ診断の実施やエネルギー管理システムの導入 ○建物の断熱化や空調の省エネルギー化など、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減 ○省エネ性能の高い高効率機器・設備等の導入 ○電気自動車など環境性能に優れている電動車の導入や自動車の定期的な点検・管理の徹底、エコドライブの実践、外出時の社用車から公共交通機関等の利用への転換 ○公共交通の運行サービスの向上 ○貨物輸送における大量輸送機関の積極的な活用による温室効果ガス排出量の削減 				

現計画（改定前）

一部改定計画案（改定後）

市町村

- 行政における事務・事業活動や公共事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減
- 公用車に電気自動車などの環境性能に優れている次世代自動車の導入や自動車の定期的な点検・管理の徹底、エコドライブの実践
- 住民や事業者の自主的な地球温暖化対策の実践活動の支援や、各主体が一体となった取組の促進
- 集約型の都市構造の実現に向けたまちづくりの推進
- 省エネルギー性能の高い機器・設備等の率先導入や、国の補助事業等を活用した公共施設の省エネルギー化、再生可能エネルギーの自家消費の推進
- 自動車から様々な交通への転換を図る意識の啓発
- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画の策定や取組の推進

市町村

- 行政における事務・事業活動や公共事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の削減
- 公用車に電気自動車などの環境性能に優れている電動車の導入や自動車の定期的な点検・管理の徹底、エコドライブの実践
- 住民や事業者の自主的な地球温暖化対策の実践活動の支援や、各主体が一体となった取組の促進
- 集約型の都市構造の実現に向けたまちづくりの推進
- 省エネルギー性能の高い機器・設備等の率先導入や、国の補助事業等を活用した公共施設の省エネルギー化、再生可能エネルギーの自家消費の推進
- 自動車から様々な交通への転換を図る意識の啓発
- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画の策定や取組の推進

（４）環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	基準年値 (H25年度)	現況値 (H29年度)	中間目標値 (R7年度)	目標値(R12年度)	
						H25年度比
温室効果ガス総排出量(CO ₂ 換算) ※森林等吸収量を控除後の値	千t-CO ₂	8,451	6,793	6,900	6,254	-26.0%

※ 環境省が平成29年3月に公表した「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）(Ver.1)」に基づき、排出量の推計方法を見直したため、基準年値と現況値は、前計画での公表数値と一致しない。

（４）環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	基準年値 (H25年度)	現況値 (H29年度)	中間目標値 (R7年度)	目標値(R12年度)	
						H25年度比
温室効果ガス総排出量(CO ₂ 換算) ※森林等吸収量を控除後の値	千t-CO ₂	8,154	6,312	4,881	4,073	-50.0%
産業部門	千t-CO ₂	4,189	3,281	2,842	2,626	-37.3%
業務部門	千t-CO ₂	1,969	1,294	1,124	904	-54.1%
家庭部門	千t-CO ₂	1,913	1,448	778	608	-68.2%
運輸部門	千t-CO ₂	2,761	2,583	2,181	1,901	-31.1%
その他	千t-CO ₂	1,888	1,860	1,724	1,589	-15.8%

※ 環境省が令和4年3月に公表した「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき排出量の推計方法を見直したこと、また、算定に使用している国の統計データの溯及修正等の伴い、再計算を行っているため、過去に公表した数値と異なる場合がある。

※ 産業部門にはエネルギー転換部門を含む。

※ その他は、非エネルギー起源の二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、代替フロン類(ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)。

現計画（改定前）

1-2 再生可能エネルギー等の利用促進



(1) 現状と課題

現状

○宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画

- ・自然環境との調和や国の計画等との整合性を図りながら再生可能エネルギーの導入を推進するため、令和元年6月に「宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画」を策定しました。
- ・令和元年度から4年度までの4年間、「再生可能エネルギーによる持続的な社会の構築」を基本目標に、「再生可能エネルギー等の導入促進」「省エネルギーの推進」「持続可能な社会づくりのための体制の構築」の3つの分野別施策を推進しています。

○本県の再生可能エネルギーの導入状況

- ・本県の令和元年度の再生可能エネルギー総出力電力は約232万kWであり、太陽光発電が約50%となっています。

一部改定計画案（改定後）

1-2 再生可能エネルギー等の導入促進



(1) 現状と課題

現状

○再生可能エネルギーに関する国の動向

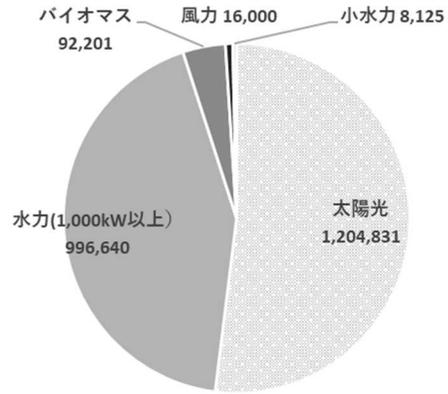
- ・2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを経済成長の制約でなく成長の機会と捉え、「経済と環境の好循環」を実現するための産業政策「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が令和3年6月に策定されました。グリーン成長戦略では、2050年に向けて成長が期待される重要分野として、洋上風力・太陽光・地熱、水素・燃料アンモニア等14分野を選定し、高い目標を掲げて政策を総動員することが示されています。
- ・令和3年10月に策定された「第6次エネルギー基本計画」では、脱炭素社会を見据え、徹底した省エネの更なる追求とともに、2030年度の電源構成について、再生可能エネルギー比率を前計画の22~24%から36~38%に引き上げ、火力発電を56%から41%に引き下げることとしています。

○本県の再生可能エネルギーの導入状況

- ・本県の令和3年度の再生可能エネルギー総出力電力は約269万kWであり、太陽光発電が5割を超えています。
- ・県内の再生可能エネルギーによる年間発電量は、令和2年度時点で約44億kWh（固定買取り価格制度及び県外への直接送電分も含む。）と推定され、県内需要電力量の約65%にあたります。

現計画（改定前）

図 15 令和元年度の再生可能エネルギー発電分野別の割合（単位：kW）



一部改定計画案（改定後）

図 15-1 令和3年度の再生可能エネルギー発電分野別の割合（単位：kW）

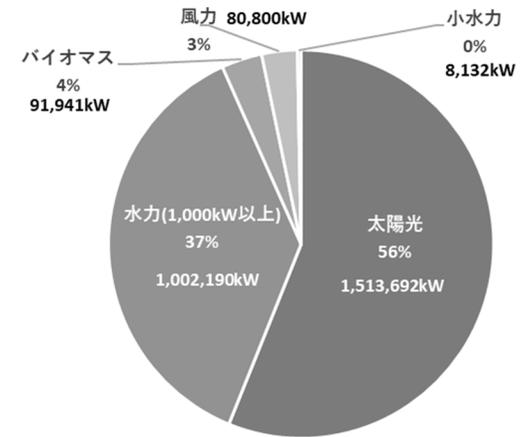
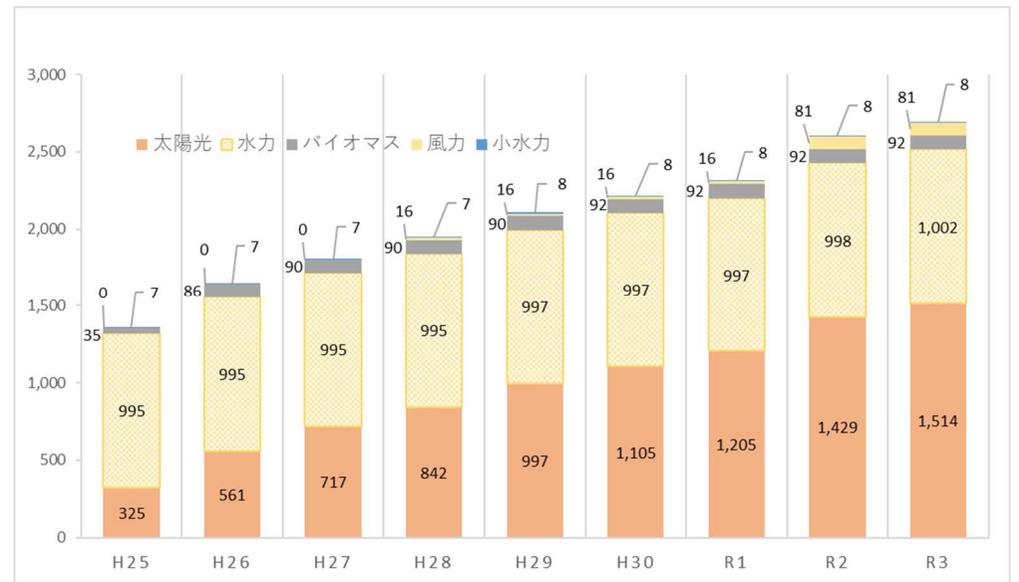


図 15-2 再生可能エネルギー導入の推移（単位：MW）



現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）
<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電は、固定価格買取制度の影響や日照時間が長いこと、設備の設置に要する期間が他の再生可能エネルギーと比較すると短いこと等が要因となり、<u>平成 22 年度と比較すると約 16 倍に増加しています。</u> ・バイオマス発電は<u>平成 22 年度と比較すると約 4 倍に増加しており、特に木質バイオマスは平成 26 年度に大型木質バイオマス発電所が整備されたこと等から大幅に増加しましたが、近年の伸びは鈍化しています。</u> ・小水力発電は<u>平成 22 年度と比較すると約 1.4 倍に増加していますが、多くは農業用水路や小規模ダムに設置されており、初期投資が大きいこと等から伸び悩んでいます。</u> ・地熱発電は、適地が限られること、開発コストが高いこと、環境アセスメントが必要であること等から時間を要し、導入は進んでいません。 ・水素を利用して発電する燃料電池は、エネルギー効率がが高く、省エネルギーや二酸化炭素排出削減に大きく寄与する一方、<u>コストや技術的な面で多くの課題があり導入が進んでいません。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電は、固定価格買取制度の影響や日照時間が長いこと、設備の設置に要する期間が他の再生可能エネルギーと比較すると短いこと等が要因となり、<u>平成 25 年度と比較すると約 4.7 倍に増加しています。</u> ・バイオマス発電は平成 26 年度に大型木質バイオマス発電所が整備されたこと等から大幅に増加しましたが、近年の伸びは鈍化しています。 ・風力発電は、平成 25 年度時点では導入が進んでいませんでしたが、平成 28 年度、令和 2 年度にそれぞれ 1 件ずつ導入されています。 ・小水力発電の<u>多くは農業用水路や小規模ダムに設置されていますが、初期投資が大きいこと等から伸び悩んでいます。</u> ・地熱発電は、適地が限られること、開発コストが高いこと、環境アセスメントが必要であること等から時間を要し、導入は進んでいません。 ・水素を利用して発電する燃料電池は、エネルギー効率がが高く、省エネルギーや二酸化炭素排出削減に大きく寄与する一方、<u>コストなどの課題があり導入が進んでいません。</u>
<p>○再生可能エネルギー等の導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>市町村が実施する再生可能エネルギー等の導入可能性調査への補助や、県民や事業者への普及啓発セミナーなどを行っています。</u> ・農業用施設を利用した小水力発電に関する可能性調査の実施や、研修会や先進事例の情報共有などを行い、小水力発電の導入を促進しています。 ・再造林の促進とともに木質バイオマス資源である林地残材等の安定的・効率的な供給に向けた支援をしています。 ・<u>水素を活用し再生可能エネルギーを最大限利用する社会の実現に向けて、産学官で構成する「みやざき水素スマートコミュニティ推進協議会」を設立するなど、水素利活用の普及に向けた機運を醸成しています。</u> 	<p>○再生可能エネルギー等の導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県では、事業を検討する市町村・事業者に対して、専門知識を持つアドバイザーの派遣や、県民や事業者への普及啓発セミナーなどを行っています。</u> ・農業用施設を利用した小水力発電に関する可能性調査の実施や、研修会や先進事例の情報共有などを行い、小水力発電の導入を促進しています。 ・再造林の促進とともに木質バイオマス資源である林地残材等の安定的・効率的な供給に向けた支援をしています。 ・<u>再生可能エネルギーを最大限利用する水素社会の実現に向けて、企業や大学等への研究支援や県民への水素利活用の普及啓発を行っています。</u>

現計画（改定前）

一部改定計画案（改定後）

表3 再生可能エネルギー等の利用促進に係る環境指標の現状

表3 再生可能エネルギー等の利用促進に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	H29年度	H30年度	R1年度
再生可能エネルギー総出力電力	kW	2,107,301	2,217,640	2,317,797

課題

- 地域資源を生かした再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギー自給率の向上をはじめ、再生可能エネルギーの地産地消による災害に強い地域づくりなどを進める必要があります。
- 太陽光発電については、電力会社の余剰電力買取義務が令和元年から順次終了しているため、設置するメリット等の情報を積極的に提供する必要があります。
- 発電設備の急速な導入に伴い、系統への接続制御問題や固定価格買取制度への負担が増してきているため、発電した電力の自家消費や地域内での消費を促進する

○本県の再生可能エネルギー導入見込み

- ・太陽光パネルについては、近年、発電効率や設置方法等に関する技術の進展、低価格化が進んでいます。今後は、自家消費型太陽光発電設備の設置拡大などにより、さらに太陽光発電の導入が拡大すると考えられます。
- ・今後見込まれる風力発電やバイオマス発電、小水力発電等の再生可能エネルギーの導入量を踏まえると、2030年度には再生可能エネルギー由来の発電容量は約3,610MWとなることが想定されています。
- ・地域のエネルギー会社が地域の資源を活用してエネルギーを供給する事例が全国的に増えており、エネルギーの地産地消を促進し、経済を地域内で循環できる取組として期待されています。

表3 再生可能エネルギー等の利用促進に係る環境指標の現状

表3 再生可能エネルギー等の利用促進に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	H29年度	H30年度	R1年度
再生可能エネルギー総出力電力	kW	2,107,301	2,217,640	2,317,797

課題

- 今後も本県の豊かな資源を活用しながら、景観や自然環境に配慮し地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギーの地産地消を推進するため、適地の確保や地域の理解を得るための取組などを促進することが必要です。
- 再生可能エネルギーの導入促進により、エネルギー自給率の向上をはじめ、再生可能エネルギーの地産地消による災害に強い地域づくりなどを進める必要があります。
- 太陽光発電施設の導入に加え、蓄電設備の導入を推進し、自家消費型・地産地消型のエネルギー利用を推進する必要があります。

現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）
<p><u>必要があります。</u></p> <p>○導入済みの設備について、より長期間の利用が可能となるよう、発電事業者に対し、維持管理に関する情報提供を行う必要があります。</p> <p>○発電設備の再利用や処分に関する指導体制を構築する必要があります。</p> <p>○産学官連携などによるエネルギー関連産業の活性化や、指導者や技術者の育成を図り、将来に向けた取組を展開する必要があります。</p> <p>○<u>景観や自然環境に配慮し、地域と共生できる再生可能エネルギー設備の導入が求められています。</u></p>	<p>○導入済みの設備について、より長期間の利用が可能となるよう、発電事業者に対し、維持管理に関する情報提供を行う必要があります。</p> <p>○発電設備の再利用や処分に関する指導体制を構築する必要があります。</p> <p>○産学官連携などによるエネルギー関連産業の活性化や、指導者や技術者の育成を図り、将来に向けた取組を展開する必要があります。</p> <p>○<u>使用する電力の再生可能エネルギーへの転換を推進するには、県民や事業者等に対し再生可能エネルギーの利用や導入の促進を図る必要があります。</u></p> <p>○<u>水素は、脱炭素化の重要なエネルギーの一つであるため、本県の地域資源や特性を生かした水素の製造や利活用を促進する必要があります。</u></p>
<p>（２）施策の方向</p>	<p>（２）施策の方向</p>
<p>①再生可能エネルギー等の導入促進</p>	<p>①地域と共生した再生可能エネルギー導入促進</p>
<p>○再生可能エネルギーが地域内で循環するシステムの構築について、民間事業者等と連携して研究を行うとともに、再生可能エネルギー由来の水素製造技術の実用化に向けた県内大学等の研究・実証を支援します。</p> <p>○災害等の非常時に備え、再生可能エネルギーの利活用について情報提供を行います。</p>	<p>○再生可能エネルギーの利用を拡大するため、全国でもトップクラスの日照環境や豊かな水、森林等の本県に豊富に存在する多様な地域資源を活用し、地域と共生した太陽光発電や小水力発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入を促進します。</p> <p>○再生可能エネルギーの導入に対する県民・事業者の機運を醸成するため、セミナーの開催や地域で開催する研修会等に対し、環境保全アドバイザーを派遣します。</p> <p>○再生可能エネルギーに関する最新の法令等の情報収集を行い、事業者に対する遵守の徹底を図りつつ、自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を促進します。</p> <p>○市町村が行う、改正地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業の促進区域の指定を支援し、環境と調和した再生可能エネルギー設備の導入を支援します。</p> <p>○優良農地の確保を前提に、営農が見込まれない荒廃農地への太陽光発電設備の導入や、営農を持続しながら発電を行う営農型太陽光発電の適正な制度運用と普及</p>

現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）
<p>○太陽光発電の余剰電力の利活用について、民間事業者等と連携を図り、自家消費の活用事例等について情報提供を行います。</p> <p>○畜産バイオマスについて、鶏ふんボイラー施設を活用した有効利用の支援や牛ふん等の燃焼技術に関する調査及び検討を行うなど、畜産バイオマスのエネルギー利活用を推進します。</p> <p>○木質バイオマスを活用する施設の適切な規模や配置等について、助言や情報提供等を行うとともに、ペレットやチップ等の安定的な供給を目指します。</p> <p>○県営電気事業設備については、設備の状態を的確に把握しながら設備の更新（発電力の向上）や、未開発地点の可能性調査を実施します。</p> <p>○農業用水利施設等を活用した小水力発電については、発電可能箇所の公表を通じて、事業の参入を促し、また、県の各部局の支援制度や開発事例等の情報を積極的に提供し、導入を推進します。</p> <p>○風力・地熱発電については、国が実施した<u>可能性調査</u>の結果について情報提供を行います。</p> <p>○温度差熱利用については、熱利用の効果的活用に関する情報の提供を行い、導入を促進します。</p> <p>○防災拠点や避難所となる施設について、再生可能エネルギーや燃料電池、蓄電池の導入などにより非常時の電力の確保に努めます。</p> <p>○発電設備を長期間使用するためのO&M（維持管理方法）に関する情報提供を行います。</p> <p>○発電設備の処分時における手続き等について情報提供を行います。</p> <p>○再生可能エネルギーを活用した特色ある地域づくりを行うため、導入可能性調査を行う市町村等を支援します。</p>	<p>を図ります。</p> <p>○設備の設置事業者が初期費用を負担し、住宅所有者の負担なしで設置する、いわゆる「ゼロ円ソーラー」の普及啓発や共同購入等の取組について検討を進め、各家庭や事業者への太陽光発電設備の導入を促進します。</p> <p>○畜産バイオマスエネルギーの利活用について、鶏ふん燃焼発電施設やメタン発酵発電施設を活用したエネルギー利用の支援や牛ふん等の燃焼技術に関する調査及び検討を行うなど、畜産バイオマス利活用を推進します。</p> <p>○木質バイオマスを活用する施設の適切な規模や配置等について、助言や情報提供等を行うとともに、ペレットやチップ等の安定的な供給を目指します。</p> <p>○県営水力の電気事業については、スマート保安技術の導入により設備の状態を的確に把握しながら設備の更新（発電効率の向上）計画を策定するとともに、未開発地点の可能性調査を実施し新規開発に取り組みます。また、小水力発電を活用した特色ある地域づくりを行うため、導入可能性調査や実証実験等を行う市町村等を支援します。</p> <p>○農業用水利施設等を活用した小水力発電については、発電可能箇所の公表を通じて、事業の参入を促し、また、県の各部局の支援制度や開発事例等の情報を積極的に提供し、導入を推進します。</p> <p>○風力・地熱発電については、国が実施した<u>ポテンシャル調査</u>の結果について情報提供を行います。</p> <p>○温度差熱利用については、熱利用の効果的活用に関する情報の提供を行い、導入を促進します。</p> <p>○発電設備を長期間使用するためのO&M（維持管理方法）に関する情報提供を行います。</p> <p>○発電設備の処分時における手続き等について情報提供を行います。</p> <p>○耐用年数を過ぎた太陽光パネルの大量廃棄に備え、国のガイドラインに基づいた適正処理が確保されるよう排出事業者に対する指導を行います。</p>

現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）
<p>○再生可能エネルギーの導入に対する県民・事業者の機運を醸成するため、セミナーの開催や地域で開催する研修会等に対し、環境保全アドバイザーを派遣します。</p> <p>○水素エネルギーの有用性や安全性、燃料電池技術に対する県民の認知度を高めるため、各種セミナーの開催や、県内イベント・展示会への出展など、広報啓発活動に取り組みます。</p> <p>○地域や企業の抱えている課題解決を図るため、国や県などが実施している再生可能エネルギー導入支援策を地域の経済団体等へ積極的にPRします。</p> <p>○使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示す「再エネ100宣言 RE Action」など、電力のグリーン化に関する取組について情報提供を行います。</p>	<p>○県内の排出事業者や産業廃棄物処理業者が、資源の循環的利用を目的として廃太陽光発電パネルなどの産業廃棄物のリサイクル施設を設置する経費の一部を支援します。</p> <p>○使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示す「再エネ100宣言 RE Action」など、電力のグリーン化に関する取組について情報提供を行います。</p> <p>○公共施設における太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の設置や再生可能エネルギー由来電力の購入など、県が率先して再生可能エネルギーの導入に努めます。</p> <p>○地域の再生可能エネルギーを活用した電力供給会社との電力契約などにより、二酸化炭素排出の少ない電力を選択することができるだけでなく、地域経済へ貢献することを周知し、県民や事業者に対する再エネ電力の利用促進に向けた啓発を行います。</p>
<p>②持続可能な社会づくりのための体制の構築</p> <p>○再生可能エネルギーに関する最新の法令等の情報収集を行い、事業者に対する遵守の徹底を図りつつ、自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を促進します。</p> <p>○太陽光発電設備、風力発電等について、市町村と連携し、地域の実情に応じた景観への配慮を求めながら導入を促進します。</p> <p>○再生可能エネルギー施設の開発設置について、関係法令に基づき土砂災害及び水害の防止や環境保全に配慮した許認可に取り組みます。</p>	<p>②再生可能エネルギーを活用した地域課題の解決</p> <p>○災害等の非常時に備え、再生可能エネルギーの利活用について情報提供を行います。</p> <p>○防災拠点や避難所となる施設について、再生可能エネルギーや燃料電池、蓄電池の導入などにより非常時の電力の確保に努めます。</p> <p>○地域や企業の抱えている課題解決を図るため、国や県などが実施している再生可能エネルギー導入支援策を地域の経済団体等へ積極的にPRします。</p> <p>○再生可能エネルギー施設の開発設置について、関係法令に基づき土砂災害及び水害の防止や環境保全に配慮した許認可に取り組みます。</p>

現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）
<p>○耐用年数を過ぎた太陽光パネルの大量廃棄に備え、国のガイドラインに基づいた適正処理が確保されるよう排出事業者に対する指導を行います。</p> <p>○県が主催するエネルギー関連のセミナーを通じて市場動向及び法改正状況等の最新情報を提供し、エネルギー関連産業を支援します。</p> <p>○エネルギーマネジメントシステムや水素エネルギー、蓄電池等を活用したスマートコミュニティの構築に向けて、先進地の取組等について研究します。</p> <p>○「みやぎ水素スマートコミュニティ推進協議会」の活動を通じて、水素関係技術に関する情報提供を行うため、外部講師を招いたセミナー・研究会を開催するなど、県内企業の水素関連産業への参入を促進します。</p> <p>○産学官連携等を活用した研究開発や技術開発への取組を支援します。</p> <p>○県内の排出事業者や産業廃棄物処理業者が、資源の循環的利用を目的として廃太陽光発電パネルなどの産業廃棄物のリサイクル施設を設置する経費の一部を支援します。</p> <p>○再生可能エネルギー等を活用した水素製造や、農林水産分野における水素の利用など、本県の自然環境や経済構造に沿った産学官共同研究の促進に取り組みます。</p> <p>○景観や自然環境に配慮し、地域と共生できる再生可能エネルギー設備の導入を促進します。</p>	<p>○再生可能エネルギーの活用が、災害時のレジリエンス強化や生活の利便性の向上、地域経済の活性化につながることを周知し、地域企業や住民の参画を促進します。</p> <p>○太陽光発電の導入を図るとともに、再生可能エネルギーの自家消費を促進するため、住宅や事業所に対する太陽光発電と蓄電池の普及促進を図ります。</p> <p>○国の「地域脱炭素ロードマップ」を踏まえた「脱炭素先行地域づくり」など、地域の脱炭素化を目指す市町村を支援します。</p> <p>○将来にわたって地域における安定電源を確保するため、再生可能エネルギーを中心とした地域の自立分散型エネルギーシステム構築を支援します。</p> <p>③クリーンエネルギー産業の振興・脱炭素化技術等への研究開発支援</p> <p>○再生可能エネルギーを活用した水素製造や、水素と二酸化炭素からのメタン合成など、本県の豊かな資源を生かした脱炭素化エネルギーの研究開発の促進に取り組みます。</p> <p>○産学官連携などにより、2050年カーボンニュートラルの実現に資する研究開発や技術開発の取組を支援します。</p> <p>○県が主催するエネルギー関連のセミナーを通じて市場動向及び法改正状況等の最新情報を提供し、エネルギー関連産業を支援します。</p> <p>○環境産業又はエネルギー産業に関する事業を行う中小企業等に対し、低利な融資</p>

現計画（改定前）

一部改定計画案（改定後）

（３）各主体に求められる役割

県民・団体

- 本県の特徴である日照時間の長さを生かした太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入と自家消費の推進
- 再生可能エネルギーの導入の意義、目的についての理解向上と行政等が実施する再生可能エネルギーの普及啓発への協力
- 蓄電池等を組合せた自家消費による、平時と災害時のエネルギー確保

事業者

- 景観や自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入
- 太陽光等の電力のみならずバイオマス等熱利用も含めた使用エネルギーの複合的なグリーン化の検討
- 再生可能エネルギー施設の開発設置における関係法令の遵守及び環境保全への配慮
- 再生可能エネルギー由来の電力を購入することにより発電事業者を支援
- 資金の貸付け等による再生可能エネルギー発電設備等の導入支援
- 再生可能エネルギーの地産地消や、水素関連産業への参入検討
- 再生可能エネルギー発電設備の適切な維持管理による長期間使用と廃棄物の抑制

市町村

- 太陽光発電、太陽熱、バイオマスエネルギー、風力、小水力等の利用など、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入
- 国、県、市町村の再生可能エネルギー導入支援策に関する情報の積極的な提供
- 避難所となる施設への再生可能エネルギーと蓄電池の導入による非常時の電力確保
- 再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消などの取組支援
- 関係法令を遵守し、災害の防止や環境保全に配慮した許認可

を行います。

（３）各主体に求められる役割

県民・団体

- 本県の特徴である日照時間の長さを生かした太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入と自家消費の推進
- 再生可能エネルギーの導入の意義、目的についての理解向上と行政等が実施する再生可能エネルギーの普及啓発への協力
- 蓄電池等を組合せた自家消費による、平時と災害時のエネルギー確保
- 再生可能エネルギー由来電力の購入

事業者

- 景観や自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入
- 太陽光等の電力のみならずバイオマス等熱利用も含めた使用エネルギーの複合的なグリーン化の検討
- 事業所や工場等への太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入と自家消費の推進
- 再生可能エネルギー施設の開発設置における関係法令の遵守及び環境保全への配慮
- 再生可能エネルギー由来の電力を購入することにより発電事業者を支援
- 資金の貸付け等による再生可能エネルギー発電設備等の導入支援
- 再生可能エネルギーの地産地消や、水素関連産業への参入検討
- 再生可能エネルギー発電設備の適切な維持管理による長期間使用と廃棄物の抑制

市町村

- 太陽光発電、太陽熱、バイオマスエネルギー、風力、小水力等の利用など、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入
- 国、県、市町村の再生可能エネルギー導入支援策に関する情報の積極的な提供
- 避難所となる施設への再生可能エネルギーと蓄電池の導入による非常時の電力確保
- 再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消などの取組支援
- 関係法令を遵守し、災害の防止や環境保全に配慮した許認可
- 再生可能エネルギー由来電力の積極的な購入
- 国の「地域脱炭素ロードマップ」を踏まえた「脱炭素先行地域づくり」の検討

現計画（改定前）

（４）環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
再生可能エネルギー総出力電力	kW	2,317,797	<u>2,676,744</u>	<u>3,052,150</u>

1-3 二酸化炭素吸収源対策



（１）現状と課題

現状

○本県の森林等の吸収量

・平成 29 年度の森林吸収量は 3,798 千 t-CO₂、都市緑化による吸収量は 2 千 t-CO₂ でした。

同年の温室効果ガス総排出量 10,594 千 t-CO₂ のうち、森林等吸収量で 35.9%を打ち消すことができる計算になります。

一部改定計画案（改定後）

（４）環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
再生可能エネルギー総出力電力	kW	2,317,797	<u>3,102,781</u>	<u>3,610,313</u>

1-3 二酸化炭素吸収源対策



（１）現状と課題

現状

○本県の森林等の吸収量

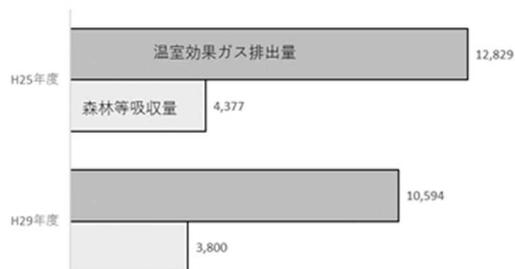
・脱炭素社会の実現のためには、高温の熱が必要な産業など再生可能エネルギーへの転換が難しい分野で排出が避けられない二酸化炭素を吸収することが必要です。

・令和元年度の森林吸収量は 402 万 t-CO₂、都市緑化による吸収量は 0.2 万 t-CO₂ でした。

同年の温室効果ガス総排出量 987 万 t-CO₂ のうち、40.8%が森林等に吸収されていることになります。

現計画（改定前）

図 16 森林等吸収量と温室効果ガス総排出量の比較（単位：千 t-CO₂）



※変更された国のマニュアルに基づき推計を行ったことから、R2,9に公表済みの値と一致しない。

○森林の適切な整備・保全

- ・本県の森林面積は 5,861km² で県土の 76% を占めています。森林は、県民の日常生活に身近な二酸化炭素の吸収源であるとともに、蒸散作用により気温の上昇を抑える効果があり、ヒートアイランド現象の緩和にも有効となるため、森林の適切な整備・保全を図っています。
- ・本県では、再生産可能な森林資源の循環利用の確立を図り、二酸化炭素吸収・固定機能の高い森林の造成を推進しています。

表 4 二酸化炭素吸収源対策に係る環境指標の現状

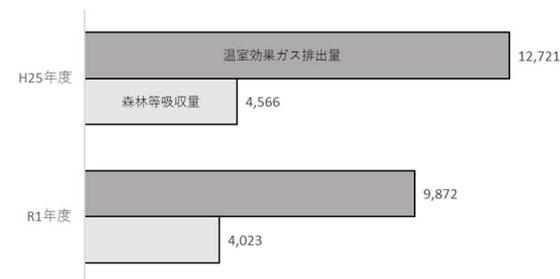
環境指標項目	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
間伐実施面積	ha	5,198	4,550	3,209	3,223	2,606

○森林の整備・保全の推進

- ・「森林地理情報システム」(森林GIS) を活用した県民、事業者等への森林資源情報の提供を行っています。

一部改定計画案（改定後）

図 16 森林等吸収量と温室効果ガス総排出量の比較（単位：千 t-CO₂）



※算定に使用している国の統計データの選及修正等に伴い再計算を行っており、過去に公表した数値と異なる場合がある。

○森林の適切な整備・保全

- ・本県の森林面積は 5,857km² で県土の 76% を占めています。森林は、県民の日常生活に身近な二酸化炭素の吸収源であるとともに、蒸散作用により気温の上昇を抑える効果があり、ヒートアイランド現象の緩和にも有効となるため、森林の適切な整備・保全を図っています。
- ・森林は、成長する過程で大気中の二酸化炭素を吸収・固定しますが、高齡化すると成長量が減少し、1ha 当たりの二酸化炭素吸収量も減少します。
- ・このような中、本県の主要樹種であるスギの民有人工林の面積は、収穫期を迎えた 36 年生以上の割合が 78% となっています。

表 4 二酸化炭素吸収源対策に係る環境指標の現状

環境指標項目	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
間伐実施面積	ha	5,198	4,550	3,209	3,223	2,606

○森林の整備・保全の推進

- ・「森林地理情報システム」(森林GIS) を活用した県民、事業者等への森林資源情報の提供を行っています。

現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）
<p>・森林づくり活動によって得られた二酸化炭素吸収量を認証するなど、企業の森づくりを推進しています。</p> <p>○都市における吸収源対策</p> <p>・都市における吸収源対策として、都市公園の整備や道路緑化等により緑地空間を創出し、都市緑化等を推進しています。</p> <p>課題</p> <p>○森林の適切な保全・管理に努め、再生産可能な森林資源の循環システムの確立を図る必要があります。</p> <p>○「森林地理情報システム」（森林GIS）を活用した森林資源情報の提供等により、適切な森林整備・保全を推進する必要があります。</p> <p>○都市緑化等を推進し、都市における吸収源対策を進める必要があります。</p>	<p>・森林づくり活動によって得られた二酸化炭素吸収量を認証するなど、企業の森づくりを推進しています。</p> <p>○その他の吸収源対策</p> <p>・都市における吸収源対策として、都市公園の整備や道路緑化等により緑地空間を創出し、都市緑化等を推進しています。</p> <p>・新たな吸収源対策として、藻場などのブルーカーボンや農地の炭素貯蔵機能などが注目されています。また、新たな技術として二酸化炭素の回収・有効利用・貯留（CCS）に関する取組が進められています。</p> <p>課題</p> <p>○森林吸収量を確保するためには、森林の適切な保全・管理に努めるとともに、伐採して木材として利用し、植え替えることにより、森林資源の循環システムの確立を図る必要があります。</p> <p>○森林の有する二酸化炭素の吸収・固定機能を持続的発揮するには、計画的な伐採や速やかな再造林、適切な間伐による森林の若返り等を推進する必要があります。</p> <p>○二酸化炭素を吸収・固定した森林から生産された木材を利用することで、炭素を長期間貯蔵することになるため、森林整備等と併せて、県産材の安定供給や利用拡大を図るとともに、林地残材等の未利用資源の利用などに取り組む必要があります。</p> <p>○都市緑化等を推進し、都市における吸収源対策を進める必要があります。</p> <p>○ブルーカーボンの増加に向けた取組をはじめ、農地の炭素貯蔵機能の発揮など、森林以外のその他の吸収源対策もあわせて推進する必要があります。</p>

現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）
<p>（２）施策の方向</p> <p>①森林資源循環利用システムの確立等の推進</p> <p>○炭素を貯蔵し、他の材料に比べ加工に要するエネルギーが少なく、再生産が可能な木質資源の利用を促進します。</p> <p>○<u>除間伐等、適正な森林整備を推進し、二酸化炭素吸収・固定機能の高い森林の造成を図ります。</u></p> <p>○計画的な伐採と再生産を実施して、伐採量の平準化や主伐林齢の多様化によりバランスのとれた齢級構成に誘導し、「伐って、使って、すぐ植える」といった資源循環型林業を確立します。</p> <p>○森林の保安林への指定促進、保安林の適正な整備・保全に努めます。</p> <p>○「森林地理情報システム」（森林GIS）の活用等による森林資源情報の提供による森林所有者の適正な森林整備・保全を促進します。</p> <p>○公益的機能の高い森林の公有化や保安林整備事業の実施など、公的関与による森林の適正な整備・保全に努めます。</p> <p>○カーボン・オフセット制度を活用し、二酸化炭素の吸収及び削減効果に経済的価値を与えることによる森林整備の推進に努めるとともに、制度の情報提供等を行います。</p>	<p>（２）施策の方向</p> <p>①吸収源としての森林等の整備</p> <p>○<u>適切な間伐の実施により、二酸化炭素吸収・固定機能の高い健全な森林づくりを推進します。</u></p> <p>○計画的な伐採や<u>速やかな再生産</u>を実施して、伐採量の平準化や主伐林齢の多様化によりバランスのとれた齢級構成に誘導し、「伐って、使って、すぐ植える」といった資源循環型林業を確立します。</p> <p>○森林の保安林への指定促進、保安林の適正な整備・保全に努めます。</p> <p>○「森林地理情報システム」（森林GIS）の活用等による森林資源情報の提供による森林所有者の適正な森林整備・保全を促進します。</p> <p>○公益的機能の高い森林の公有化や保安林整備事業の実施など、公的関与による森林の適正な整備・保全に努めます。</p> <p>○<u>初期成長の早いエリートツリーなど品種が明確な優良苗木や、活着が良く、通年植栽が可能なコンテナ苗の生産拡大を図り、安定供給体制の整備に取り組みます。</u></p> <p>○<u>森林の公益的機能を回復させるため、公益性が高いにも関わらず、所有者自ら整備することが困難な荒廃森林の再生を推進します。</u></p> <p>○<u>森林の無秩序な開発を防ぐ林地開発許可制度や伐採・造林届出制度を適切に運用します。</u></p> <p>○カーボン・オフセット制度を活用し、二酸化炭素の吸収及び削減効果に経済的価値を与えることによる森林整備の推進に努めるとともに、制度の情報提供等を行います。</p> <p>○<u>森林情報管理の基盤となる森林クラウドシステムの構築やデジタル高精度森林情報の整備と活用支援などのプラットフォームの強化により、森林分野のDXを促進します。</u></p> <p>○<u>森林経営管理制度や森林環境譲与税による市町村が行う森林管理・整備の円滑な</u></p>

現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）
<p>○森林づくり活動によって得られた二酸化炭素吸収量を認証するなど、企業の森づくりを推進します。</p> <p>②都市の緑化による二酸化炭素の吸収の促進</p> <p>○市町村と連携を図りながら、都市公園の整備等、都市の緑化を進めます。</p> <p>○国県道における<u>植栽管理など、道路の緑化を進めます。</u></p>	<p><u>実施を支援します。</u></p> <p>○<u>林業への新規就業を促進するとともに、就業者の知識や技術・技能の習得を支援し、林業技術者の確保及び育成を図ります。</u></p> <p>○<u>県民の理解促進のための森林・林業に関する広報・情報発信や、関連イベントを通じた普及啓発、県民・企業等による森林ボランティア活動への支援を行います。</u></p> <p>○森林づくり活動によって得られた二酸化炭素吸収量を認証するなど、企業の森づくりを推進します。</p> <p>②二酸化炭素固定化のための木材利用促進</p> <p>○炭素を貯蔵し、他の材料に比べ加工に要するエネルギーが少なく、再生産が可能な木質資源の利用を促進します</p> <p>○<u>長期間の炭素固定に貢献するため、住宅等の民間建築物や公共建築物において県産材による木造化、木質化を推進します。</u></p> <p>③都市緑化の推進等その他の吸収源対策</p> <p>○市町村と連携を図りながら、都市公園の整備等、都市の緑化を進めます。</p> <p>○国県道における<u>緑地空間や街路樹の良好な維持管理等に取り組みます。</u></p> <p>○<u>新たな吸収源対策として期待されるブルーカーボンに関する技術革新に注視しつつ、算定方法に関する情報収集やブルーカーボン生態系の造成等に取り組みます。</u></p> <p>○<u>たい肥等の有機物を投入した土づくりを推進することにより、農地土壌による炭素貯留を促進し、二酸化炭素の排出抑制に寄与します。</u></p> <p>○<u>二酸化炭素回収・有効利用・貯留（CCS）等の技術開発等の情報収集に取り組みます。</u></p>

現計画（改定前）

（３）各主体に求められる役割

県民・団体

- 二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化の緩和に貢献している森林の役割についての知識向上と、森林の整備・保全活動への自主的・積極的な参加
- 森林所有者等による植栽や間伐などの適切な森林施業の実施
- 県産材を用いた住宅の建設・購入と住宅リフォームの実施

事業者

- 二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化の緩和に貢献している森林の役割についての知識向上と、森林の整備・保全活動への自主的・積極的な参加
- 効率的な間伐、下刈り等の実施や人材の育成
- カーボン・オフセット制度の活用など、温室効果ガス排出削減に寄与する取組の推進

市町村

- 森林の保全や育成のための林業の振興
- 森林所有者やボランティア等が行う森林整備の支援
- 公益的機能の高い森林の公有化
- 公共施設の木造・木質化の積極的推進
- 公共事業における県産材利用の促進

（４）環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
森林等の二酸化炭素吸収量(CO ₂ 換算)	千 t-CO ₂	<u>3,800</u> [H29]	<u>3,587</u>	<u>3,498</u>
間伐実施面積	ha	2,606	6,000	6,000

<以下省略>

一部改定計画案（改定後）

（３）各主体に求められる役割

県民・団体

- 二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化の緩和に貢献している森林の役割についての知識向上と、森林の整備・保全活動への自主的・積極的な参加
- 森林所有者等による植栽や間伐などの適切な森林施業の実施
- 県産材を用いた住宅等の建設・購入とリフォームの実施

事業者

- 二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化の緩和に貢献している森林の役割についての知識向上と、森林の整備・保全活動への自主的・積極的な参加
- 効率的な間伐、下刈り等の実施や人材の育成
- カーボン・オフセット制度の活用など、温室効果ガス排出削減に寄与する取組の推進
- 非住宅建築物等における県産材利用の促進

市町村

- 森林の保全や育成のための林業の振興
- 森林所有者やボランティア等が行う森林整備の支援
- 公益的機能の高い森林の公有化
- 公共施設の木造化・木質化の推進
- 公共事業等における県産材利用の促進

（４）環境指標（数値目標）

環境指標項目	単位	現況値 (R1 年度)	中間目標値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
森林等の二酸化炭素吸収量(CO ₂ 換算)	千 t-CO ₂	<u>4,154</u> [H29]	<u>3,768</u>	<u>3,555</u>
間伐実施面積	ha	2,606	6,000	6,000

※ 環境省が令和4年3月に公表した「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき排出量の推計方法を見直したこと、また、算定に使用している国の統計データの遡及修正等の伴い、再計算を行っているため、過去に公表した数値と異なる場合がある。

<以下省略>

第5章 重点プロジェクト

この計画で目指すべき環境像とした「ひと・自然・地域がともに輝く持続可能なみやざき」を実現するため、本県の自然、気候等の特性を踏まえるとともに、SDGs、地域循環共生圏、グリーンリカバリーなどの視点に基づき、環境分野別の施策を分野横断的に、また、今後10年間に重点的に取り組む施策群として、次のふたつを重点プロジェクトとしました。

1 「2050年ゼロカーボン社会づくり」プロジェクト



(1) プロジェクトのねらい

パリ協定が発効されてからも地球温暖化に歯止めがかかっていない状況であり、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにしなければ、気温上昇を1.5℃以内に抑えることは困難であるとされています。

国は、令和2年10月の菅首相の所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と宣言し、政府の地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画、「パリ協定」に基づく長期戦略の見直しを加速することとしています。

本県でも、国が行う施策に加え、恵まれた日照環境や林業や畜産業からもたらされるバイオマスを活用した再生可能エネルギーの導入や、森林吸収量の確

第5章 重点プロジェクト

この計画で目指すべき環境像とした「ひと・自然・地域がともに輝く持続可能なみやざき」を実現するため、本県の自然、気候等の特性を踏まえるとともに、SDGs、地域循環共生圏、グリーンリカバリーなどの視点に基づき、環境分野別の施策を分野横断的に、また、今後10年間に重点的に取り組む施策群として、次の2項目を重点プロジェクトとしました。

1 「2050年ゼロカーボン社会づくり」プロジェクト



(1) プロジェクトのねらい

近年、世界各地で、猛暑や豪雨など地球温暖化が一因と考えられる異常気象による災害が頻発し、「気候危機」の状況にあります。

こうした被害から人々の生命と財産、社会インフラ、そして、自然や生態系を守るには、世界の平均気温上昇を1.5度に抑える必要があり、そのためには、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることが求められています。

国においては、令和2年10月の首相の所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と宣言して以降、脱炭素化に向けた動きが加速しています。

本県においても、国が行う施策に加え、恵まれた日照環境や林業や畜産業からもたらされるバイオマスを活用した再生可能エネルギーの導入や、森林

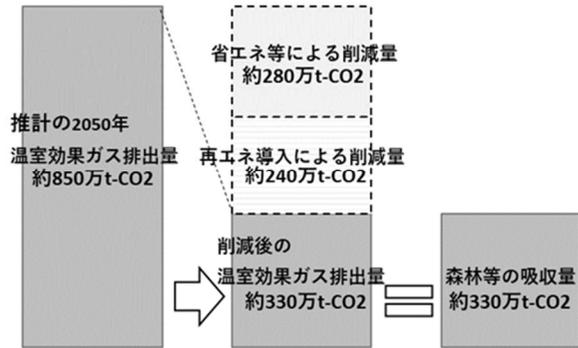
現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）
<p>保により、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指します。</p> <p>（２）プロジェクトの施策展開</p> <p>①省エネルギー・省資源の推進</p> <p>○<u>温室効果ガス排出抑制計画書制度に基づき、事業者の計画的な排出量の削減に取り組めます。</u></p> <p>○<u>事業者を対象としたセミナー等を開催し、省エネの普及啓発に努めます。</u></p> <p>○<u>アプリ等を活用し家庭の排出量について把握してもらうとともに、インセンティブを付与することなどにより削減行動を促します。</u></p> <p>○<u>4 Rの推進などにより廃棄物の発生を抑制し、焼却等による排出量を削減します。</u></p> <p>②再生可能エネルギーの導入拡大</p> <p>○<u>「宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画」に基づき、景観や自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を促進します。</u></p> <p>○<u>買電量の減少に加え、災害時の電源確保にもつながるなどのメリットを周知し、家庭、事業所、農業などでの導入拡大を図ります。</u></p>	<p>吸収量の確保により、<u>温室効果ガスを2030年までに2013年度比50%削減するとともに、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指します。</u></p> <p>（２）プロジェクトの施策展開</p> <p>①省エネルギー・省資源の推進</p> <p><u>エネルギー起源の二酸化炭素排出量を削減するため、まずは、家庭、産業、業務、運輸それぞれの分野における徹底した省エネ・省資源対策を進めます。</u></p> <p>【家庭部門】</p> <p>○<u>アプリ等を活用した普及啓発活動によるライフスタイルの転換に向けた意識向上</u></p> <p>○<u>LED照明や省エネ家電などの高効率な省エネ機器の普及促進</u></p> <p>○<u>新築住宅のZEH化や既存住宅の断熱改修の促進</u></p> <p>【産業・業務部門】</p> <p>○<u>セミナー等の開催やアドバイザー派遣等による脱炭素経営への転換支援</u></p> <p>○<u>高効率機器・設備の導入やZEB等の省エネ建築物の推進</u></p> <p>○<u>県有施設の照明のLED化やZEB化の推進</u></p> <p>【運輸部門】</p> <p>○<u>家庭や事業所における電動車（EV、FCV等）の普及促進</u></p> <p>○<u>公共交通機関の利用促進など地域交通の脱炭素化</u></p> <p>○<u>モーダルシフトなど物流の効率化による省エネの推進</u></p> <p>②再生可能エネルギーの導入拡大</p> <p><u>県内に豊富に存在する多様な地域資源を活用した再生可能エネルギーを最大限導入し、エネルギー源の再生可能エネルギーへの転換を目指します。</u></p> <p>○<u>本県に豊富に存在する多様な地域資源を活用し、地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進</u></p> <p>○<u>災害時のレジリエンス強化や生活の利便性の向上、地域経済の活性化等のメリットの周知による家庭、事業所などでの導入拡大</u></p>

現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）
<p>○<u>発電した電力の地産地消を推進し、エネルギー自給率 100%を目指します。</u></p> <p>③森林吸収量の維持</p> <p>○<u>除間伐等、適正な森林整備を推進し、二酸化炭素吸収・固定機能の高い森林の造成を図ります。</u></p> <p>○<u>計画的な伐採と再生林を実施して、伐採量の平準化や主伐林齢の多様化によりバランスのとれた齢級構成に誘導し、「伐って、使って、すぐ植える」といった資源循環型林業を確立し、森林吸収量の維持を図ります。</u></p> <p>○<u>林業の短期収穫化に向け、成長の早い早生樹やエリートツリーの植栽を推進することを通じて、森林の持つ二酸化炭素固定機能の強化を図ります。</u></p> <p>④環境保全を支える人材づくり</p> <p>○<u>環境教育の拠点である「環境情報センター」において、体験型の環境教育を実施することなどにより、温室効果ガス排出量の削減につながる行動を促します。</u></p>	<p>○<u>再生可能エネルギーを中心とした地域の自立分散型エネルギーシステムの構築</u></p> <p>○<u>産学官連携などによる再生可能エネルギー関連産業の育成・支援</u></p> <p>③森林吸収量の維持</p> <p><u>再生可能エネルギーへの転換が難しいなどやむなく排出される温室効果ガスは、適切に整備された森林等で吸収することにより、排出量と吸収量が均衡するゼロカーボンを目指します。</u></p> <p>○<u>除間伐等、適切な森林整備による二酸化炭素吸収・固定機能の高い健全な森林の造成</u></p> <p>○<u>計画的な伐採と速やかな再生林の実施による伐採量の平準化や主伐林齢の多様化によるバランスのとれた樹齢構成への誘導</u></p> <p>○<u>「伐って、使って、すぐ植える」といった資源循環型林業の確立</u></p> <p>○<u>品種が明確な優良苗木や、通年植栽が可能なコンテナ苗の生産拡大及び安定供給体制の整備</u></p> <p>○<u>長期間の炭素固定に貢献する県産材による建築物等の木造化、木質化の推進</u></p> <p>④環境保全を支える人材づくり</p> <p><u>ゼロカーボン社会づくりに向け、地球温暖化の現状や課題、対策等について正しく理解し、自ら実践することのできる人材を育成し、県民や事業者の温室効果ガス排出削減につながる行動を促進します。</u></p> <p>○<u>家庭、学校、地域等において子どもから大人までが参加できる環境教育・学習の場づくりの推進</u></p> <p>○<u>環境情報センターにおける相談対応や情報提供、体験型環境教育等の実施</u></p>

現計画（改定前）	一部改定計画案（改定後）
<ul style="list-style-type: none"> ○<u>環境保全アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員により、地域住民に対し、地球温暖化の適応策と緩和策に関する情報を提供し、排出削減につながる行動を促します。</u> ○<u>ホームページ「みやぎの環境」において、県民一人ひとりの環境教育に役立つ情報を掲載し、排出削減につなげます。</u> ○<u>森林環境教育拠点施設を活用し、森林に関する理解の向上に努めます。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>環境保全アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員などの地域での脱炭素に向けた取組を先導する人材の育成</u> ○<u>ホームページ「みやぎの環境」における脱炭素に向けた取組等に関する情報発信</u> ○<u>森林環境教育拠点施設を活用した森林に関する理解の向上</u>

《概念図》

温室効果ガス排出量と森林等吸収量を均衡させて
2050年の排出量実質ゼロ



※温室効果ガス排出量①＝生産活動におけるエネルギー消費効率の向上等を考慮せず、温室効果ガス排出量に対して、人口の動態のみが変化すると仮定して推計したもの。
 森林等の吸収量②＝H25～30の国有林と民有林の成長量の推移をもとに推計したもの。
 再エネ導入による削減量③＝エネルギー自給率10%を達成し、電力需要を再エネ発電で対応したと仮定して推計したもの。
 省エネ等による削減量＝省エネの推進など、②③以外による削減量を①－(②＋③)で計算したもの。

図 36 2050年ゼロカーボン社会づくりの実現に向けたロードマップ

